

苫小牧市地域防災計画

火山災害対策編

苫小牧市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の方針	1
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節 樽前山の概要	6
第1 樽前山の概要	6
第2 樽前山の形成史	6
第3 樽前山の活動史	8
第4 樽前山の噴火と災害の予測	13
第4節 防災ビジョン	19

第2章 災害予防計画

第1節 火山災害の防止	20
第1 火山砂防施設の整備	20
第2 各種施設の整備	20
第2節 組織・協力体制の確立	21
第1 防災会議・防災関係機関の体制整備	21
第2 広域連携の強化	22
第3 市民・事業所の組織	22
第4 ボランティア	22
第5 防災訓練の実施	22
第6 防災知識の普及	23
第3節 情報の収集・連絡体制の整備	24
第1 火山の観測・監視	24
第2 情報連絡体制の整備	24

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急体制	25
第1 災害応急体制の前提	26
第2 災害対策本部	27
第3 非常警戒本部	30
第4 参集・配備	31
第5 事務分掌	33
第2節 火山情報の収集・伝達	34
第1 前兆現象の発見及び通報	34
第2 前兆現象の調査	35
第3 火山情報の発表	36
第4 火山情報伝達系統及び方法	37
第5 警戒・監視活動	38

第3節	登山規制・警戒区域の設定・避難活動	39
第1	登山規制の実施	40
第2	警戒区域の設定	40
第3	避難勧告指示・誘導	41
第4	市内への避難活動	42
第5	避難所の開設・運営	44
第6	全市の避難活動	45
第7	避難所の統合・廃止	46
第4節	災害広報	47
第5節	応援派遣要請	48
第6節	救出・捜索	49
第1	救出活動	49
第2	捜索活動	50
第3	負傷者の搬送	50
第7節	応急医療	51
第8節	遺体の処理・埋葬	52
第9節	交通対策・緊急輸送	53
第10節	生活救援対策	54
第11節	廃棄物処理・防疫	55
第12節	災害ボランティアの活用	56
第13節	災害時要援護者への対応	57
第14節	応急教育活動	58
第15節	農林漁業対策	59
第16節	災害救助法の適用	60
第4章 災害復旧計画		
第1節	市民生活の安定のための緊急措置	61
第2節	災害復旧・復興の推進	62
第1	災害復旧・復興への基本方針	62
第2	災害復旧の推進	62
第3	災害復興の推進	66

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第2節 防災関係機関等の処理すべき
事務又は業務の大綱

第3節 樽前山の概要

第4節 防災ビジョン

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関係する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関係する環境、計画の前提条件などについて明らかにするものである。

第1節 計画の方針

※計画の方針については、震災対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

苫小牧市防災会議の構成機関等及び防災上重要な施設並びに危険物関係施設の管理者が火山防災上処理する事務と業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

機 関 名	事 務 と 業 務 の 大 綱	
苫小牧市	ア 苫小牧市防災会議に関すること イ 苫小牧市災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること ウ 防災組織の整備及び資材の備蓄その他災害予防措置と実施に関すること エ 火山情報の収集及び関係機関、地域住民等への伝達に関すること オ 登山者及び地域住民への避難勧告または指示に関すること カ 避難者の誘導、輸送及び避難生活への支援に関すること キ その他の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること	
教育委員会	ア 災害時の被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること イ 文教施設及び文化財の保全対策と実施に関すること	
指定地方 行政機関	室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所	直轄海岸及び樽前火山砂防整備並びに災害復旧に関すること
	室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	一般国道の維持及び災害復旧その他の管理に関すること
	室蘭開発建設部 苫小牧港湾事務所	港湾建設施設並びに所管する港湾施設の保安に関すること
	北海道農政事務所 苫小牧地域センター	ア 災害時の米穀確保、応急配給、緊急輸送に関すること イ 災害応急対策に必要な措置に関すること
	胆振東部森林管理署	ア 所管林野の防災に関すること イ 保安林・保安施設・地すべり防止施設等の防災に関すること ウ 所管業務従事者等への避難の指示に関すること
	北海道運輸局 室蘭運輸支局	ア 災害時の陸上輸送機関の被害調査及び応急措置に関すること イ 災害時の自動車運送事業者への緊急輸送要請に関すること
	北海道運輸局 室蘭運輸支局 苫小牧海事事務所	ア 災害時の海上輸送の連絡調整に関すること イ その他海上防災に関すること
	北海道 産業保安監督部	ア 生活必需品、復旧資材等の確保及び供給に関すること イ 電気、ガス事業等の防災上の措置に関すること ウ 被災企業への復旧資金の融資、斡旋に関すること
	東京航空局 新千歳空港事務所	ア 噴火による航空事故の予防及び応急措置に関すること イ その他航空防災に関すること

機 関 名		事 務 と 業 務 の 大 綱
	苫小牧海上保安署	ア 災害時の人員及び物資の海上輸送に関する事 イ 港内、沿海の船舶への火山情報の伝達に関する事 ウ 港内、沿海の警戒及び救難に関する事
	札幌管区气象台	ア 火山の観測・監視並びにその成果の収集及び発表に関する事 イ 火山に関する情報の発表並びに関係機関への通報に関する事 ウ 火山による災害防止に係る知識の普及及び指導に関する事
	室蘭地方气象台	ア 火山に関する情報の解説並びに関係機関への通報に関する事 イ 火山による災害防止に係る知識の普及及び指導に関する事
	苫小牧労働基準監督署	災害時の工場、事業所等での災害への応急措置に関する事
北 海 道	胆振総合振興局 地域政策部	ア 災害予防対策、災害応急対策の実施に関する事 イ 防災関係機関相互の連絡調整に関する事 ウ 自衛隊の災害派遣要請に関する事
	胆振総合振興局 保健環境部 苫小牧地域保健室	災害時の応急治療、防疫活動の実施、指導及び伝染病の予防の実施に関する事
	胆振総合振興局 室蘭建設管理部 苫小牧出張所	道道及び二級河川の維持、災害復旧その他の管理に関する事
	苫小牧警察署	ア 災害時の避難誘導及び救助に関する事 イ 犯罪の予防に関する事 ウ 交通規制等の実施に関する事 エ 関係機関への連絡調整に関する事
自 衛 隊	ア 災害派遣の実施により、人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧に関する事 イ 災害派遣部隊による救助活動に関する事 ウ 被災者への支援等に関する事	
指定公共機関	JR北海道苫小牧ブロック管理 JR貨物苫小牧駅 JR北海道日高線運輸営業所	ア 災害時の鉄道、バス等での輸送の確保に関する事 イ 災害時の救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等、関係機関への支援に関する事 ウ 災害時の鉄道保安及び災害復旧その他の管理に関する事
	郵便事業(株)北海道支社 苫小牧支店 郵便局(株)苫小牧郵便局	ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関する事 イ 郵便・為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関する事 ウ 郵便局の窓口掲示板を利用した広報活動に関する事
	東日本高速道路(株)北海道支社 苫小牧管理事務所	ア 有料道路の保全に関する事 イ 有料道路の応急復旧工事の施工に関する事

機 関 名		事 務 と 業 務 の 大 綱
	NTT東日本(株) 北海道支店	ア 非常及び緊急通話取扱いの実施に関する事 イ 電話及び電報利用の制限及び重要通信の確保に関する事
	(株)NTTドコモ 北海道支社 苫小牧ちとせ支店	ア 非常及び緊急通話取扱いの実施に関する事 イ 携帯電話利用の制限及び重要通信の確保に関する事
	日本赤十字社 北海道支部	ア 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、死体処理等の救助業務を実施する事 イ 民間団体及び個人の行なう救助活動の連絡等に関する事 ウ 災害義援金品の募集に関する事
	北海道電力(株) 苫小牧支店	ア 変電所施設、送配電線等の保守、保安に関する事 イ 災害時の電力の円滑な供給に関する事
	日本通運(株) 苫小牧支店	災害時の救援物資等の緊急輸送等及び関係機関への支援に関する事
	日本放送協会 札幌放送局	火山情報等の伝達及び防災知識の普及に関する事
指定地方 公共機関	苫小牧港管理組合	ア 災害時の港湾区域内施設と臨港地区内施設の復旧及び管理に関する事 イ 船舶による避難における施設の確保に関する事等
	苫小牧市医師会	災害時の負傷者救護に関する事
	苫小牧薬剤師会	災害時の調剤、医薬品の供給に関する事
	苫小牧獣医師会	災害時の飼養動物に関する事
	苫小牧ガス(株)	ア ガス施設の維持保安に関する事 イ 災害時のガスの円滑な供給に関する事
	報道機関	災害状況及び災害対策情報の伝達に関する事
	室蘭地区トラック協会	物資の緊急輸送に関する事
	室蘭地区バス協会	災害時の人員の緊急輸送の確保に関する事
市民及び 事業所等	市 民	ア 家庭及び地域において、自らが災害に備える事 イ 防災対策活動に協力し、自発的な防災活動への積極的な参加、災害の未然防止、被害の拡大防止等に寄与する事
	自主防災組織(町内会等)	ア 避難誘導、救出救護の協力に関する事 イ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に関する事 ウ 防災知識の普及、防災用資機材の備蓄に関する事
	青年団、婦人会等	市が実施する応急対策についての協力に関する事
	事業所	ア 防災対策の充実と従業員の安全の確保に関する事 イ 地域の防災活動に参加し、地域防災力の向上に寄与する事

機 関 名		事 務 と 業 務 の 大 綱
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の協力に関すること
	一般建築事業者	災害時における応急復旧の協力に関すること
その他 協力機関	苫小牧市赤十字奉仕団	市が実施するボランティア活動の協力に関すること
	苫小牧市無線赤十字奉仕団	災害時の無線通信の協力に関すること
	石油コンビナート地帯地域関係企業その他危険物関係施設の管理者	ア 災害時の危険物の保守、保安に関すること イ 予防思想、安全管理の徹底に関すること
	農業協同組合	ア 農林関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること イ 被災農家に対する融資またはその斡旋に関すること ウ 飼料、肥料等の確保に関すること
	漁業協同組合	ア 漁業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること イ 被災に対する融資またはその斡旋に関すること
	森林組合	ア 火山情報等の伝達 イ 林業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること ウ 被災に対する融資またはその斡旋に関すること
	商工会議所	ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること イ 災害時における物価安定についての協力に関すること ウ 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関すること
	社会福祉協議会	ア 高齢者・心身障害者の保護の協力に関すること イ 被災者に対する生活維持のための援助の協力に関すること ウ 災害ボランティアセンターの設置、運営に関すること
	苫小牧市山岳遭難救助隊	登山者等の避難誘導及び救助に関すること
	樽前山7合目ヒュッテ	ア 市との連絡調整に関すること イ 登山者等の避難者の保護に関すること ウ 登山者等への避難の指示に関すること
	苫小牧地区流出油災害対策協議会	ア 流木等による海上交通の障害防止に関すること イ 原油等流出危険物対策に関すること
	海上災害防災センター －苫小牧基地	ア 船舶等の災害防止に関すること イ 船舶、人命の救助及び行方不明者の捜索に関すること ウ 災害時の緊急輸送に関すること
	一般病院 診療所	災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること

なお、火山災害に対する計画は、樽前山火山の影響のある^(※)近接市町と、密接な連携のもとに実施するものとし、噴火または噴火するおそれのある場合は、相互に協力するものとする。

※苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町

第3節 樽前山の概要

第1 樽前山の概要

樽前山は、支笏カルデラの南部に位置し、現在も活動を続ける火山である。支笏カルデラは、直径約12kmのカルデラであり、今から約3万年前に激しい軽石噴火の結果陥没したものである。その後、風不死、恵庭、樽前の三火山が形成され、現在の姿をとるようになった。

樽前山は、標高1041m、火山体の高さ約500m、半径約6kmで、頂上部には、北西に開く直径約1.5kmの頂部カルデラを持つ。そのほぼ中央に中央火口丘があり、中央火口丘の中央には高さ約130m、直径約450m、体積約0.02km³の溶岩ドームがある。

標高500m以上の山体部は、傾斜30~40°の急斜面で、岩塊（岩片）、スコリア、軽石などが散在する完全な裸地である。その外周には標高160m~500mの緩斜面が広がる。この緩斜面は半径約7kmで、主として降下軽石堆積物よりなる。樽前火山の西方は、支笏火山噴出物からなる火砕岩台地へ、また北西方は、北山を経て風不死火山へつながる。東及び南方は主に軽石流堆積物からなる支笏火山噴出物の低い台地が続き、札幌から苫小牧に続く低地帯にのぞんでいる。台地の先端は、完新世の海進によりつくられた海食崖となっており、この崖から現在の海岸線にかけては、沖積層からなる低地が発達している。

樽前山の東麓地域は、札幌から40kmの道央圏にあり、千歳空港、苫小牧港、JR室蘭本線、道央自動車道などの道南の主要交通幹線を有することから、苫小牧臨海工業地帯や、室蘭工業地帯と札幌とを結ぶ要所となっている。また、その立地条件より人口は増加しており、リゾート開発等の要求も高まっている。

第2 樽前山の形成史

更新世末には、新第三紀層の基盤の上に支笏火山が形成され、スコリア、軽石を放出していた。約3万年前に激しい活動を行い、苫小牧付近で層厚4mに達する降下軽石を噴出（総量約25km³）、続いて、少なくとも3回の軽石流を流出した（総量約60~90km³）。この多量の噴出物を失った結果、噴出口付近は陥没して支笏カルデラが形成された。陥没に伴い、中心部を通る北西と南東を結ぶ方向に沿った構造線ができ、更新世末から完新世の一連の火山活動が行われた。

まず、カルデラ内の南東部で風不死火山が活動を始めた。集塊岩、溶岩のさかんな噴出により山体が形成され、続いて北方に岩屑及び火山灰からなる高温の火砕流が流出した。最後に頂上火口から溶岩を噴出して活動を終えた。

風不死岳の形成に続いて、カルデラの北西部に恵庭火山が形成された。多量の軽石の噴出に続き、溶岩を多量に噴出して火山体が形成された後、頂上の東側に爆裂火口を開き、現在に至っている。

これらと同時に、風不死岳と樽前山の間で北山が活動した。

完新世に入って樽前山が活動を始め、5回の噴火期で降下火砕物、軽石流を噴出して、現在の火山体を形成したが、18世紀の一連の軽石噴火により山頂が陥没し、直径約1.5kmの山頂カルデラが形成され、後にそのほぼ中央に中央火口丘が形成された。

19世紀中頃には、中央火口に溶岩ドームが形成されたが、まもなく噴火により破壊し飛散した。20世紀初頭の噴火の際、現在の溶岩ドームが形成され、活動を断続しつつ現在に至っている。

樽前山の形成史と歴史時代の噴火

時代	火山	山体形成史	噴火年代	噴出物の名称※	主な活動
完 新 世	樽 前	—	1978~1981		降灰 小規模火山灰流
		ドームに割れ目 新溶岩ドーム形成	1944~1955 1917~1936 1909 1883~1894		降灰 降灰 降灰 降灰
	火	旧溶岩ドーム破壊 旧溶岩ドーム形成	1874 1867	Ta-Ⅲao	降灰、軽石降下 降灰
		中央火口丘形成	1804~1817	Ta-Ⅱao	東方に軽石降下 スコリア流発生
	山	山頂カルデラ形成	1739	Ta-a	東北東方に軽石降下 軽石流山麓に流下
			1667	Ta-b	東方に軽石降下 軽石流山麓に流下
		樽前山山体形成	約3000年前	Ta-c	軽石・スコリア降下
		約9000年前	Ta-d	軽石・スコリア降下	
更 新 世	北山	北山山体形成			
	恵庭火山	恵庭火山体形成	約1万3千年前 約1万8千年前	En-a En-b	
	風不死火山	風不死火山体形成			
支笏火山	支笏カルデラ形成	約3万年前	Spfl Spfa		
新第三紀火山岩類					—

北海道防災会議(1972)、勝井・石川(1981)による

※火山噴出物の名称：このような記号を付け、それぞれの火山噴出物の分類をしている。

第3 樽前山の活動史

樽前山は、約 3000 年前の大噴火（Ta-c に相当）後、二千数百年間の活動休止期を経て、17 世紀に入って、現在に至る活動を再開した。以下にその活動史の概要を記載する。

■1667(寛文 7)年 9 月 23 日 大噴火

激しい噴火が起こり、空振は津軽地方におよぶ。降下軽石は東方に厚く堆積、苫小牧北方で約 2m、十勝平野でも数 cm に達した。また、火砕流が流下し、山麓の森林を焼いた。噴出物量約 4km³。

■1739(元文 4)年 8 月 18 日 大噴火

8 月 16 日 地震。

8 月 14～26 日 鳴動、噴火。7 月 18～26 日には空振が津軽地方でも感じられた。降下軽石は東北東に厚く堆積、千歳空港付近で約 1m、大雪山地域で数 cm。火砕流が山麓まで流下。山頂部に直径 1.2×1.5km の外輪山(小型カルデラ)が形成された。噴出物量約 1km³。

■1804～1817(文化年間)年 噴火

死傷者多数(この期間中噴火が継続したのではなく、この頃に噴火があった。中央火口丘形成?)。

■1867(慶応 3)年 噴火

地震、音響、火柱、降灰(古い溶岩ドーム形成)。

■1874(明治 7)年 2 月 8～16 日頃 噴火

南側太平洋岸で 10cm 前後(前存のドーム破壊)の降灰。中央火口丘に直径約 180m の火口を生じた。

■1883(明治 16)年 小噴火

10 月 7 日 小噴火。噴火口の周囲決壊。

10 月 18 日 小噴火。苫小牧付近で少量の降灰。

11 月 5 日 小噴火。札幌にも降灰。

■1885(明治 18)年 小噴火

1 月 4、8、10 日 小噴火。降灰。

3 月 26 日 小噴火。噴煙の規模は 1 月のものよりやや小さかった。

■1886(明治 19)年

4 月 13、15、28 日 小噴火、降灰

■1887(明治 20)年 小噴火

9 月 3 日小噴火。降灰。

10 月 7、8 日小噴火。降灰。

■1894(明治 27)年 小噴火

2 月 8 日 小噴火。降灰。

8 月 17 日 小噴火。降灰。

■1909(明治42)年1～5月 噴火

- 1月11日 活動開始。鳴動、噴煙、降灰などを繰り返す。
- 3月30日 噴火。噴石、降灰砂。
- 4月12日 噴火。電光とともに黒煙立ち昇る。噴煙量は3月30日の10倍。
- 4月17～19日 現在の溶岩ドーム生成。

■1917(大正6)年 小噴火

- 4月30日 小噴火。鳴動、噴煙高度約1800m、苫小牧に降灰。ドームに亀裂。
- 5月12日 小噴火。鳴動、噴煙、支笏湖方面に降灰。爆発音等あり。ドーム上に3個の火口形成。

■1918(大正7)年6月13日 小噴火

- 鳴動、少量の降灰(支笏湖畔、モーラップ方面)。

■1919(大正8)年5月4日 小噴火

- 噴煙高度約1500m、降灰(苫小牧錦岡、白老方面)。

■1920(大正9)年7月17、22日 小噴火

- 降灰。

■1921(大正10)年7月6日 小噴火

- 山麓一帯に降灰。

■1923(大正12)年2～7月 小噴火

- 2月21日 小噴火。苫小牧地方に多量の降灰。
- 6月17日 小噴火。鳴動、山麓一帯に少量の降灰(札幌にも降灰あり)。
- 7月13日午後 小噴火。
- 7月14日夕刻 小噴火。
- 7月29日 小噴火。爆発音、鳴動、十勝の大津まで降灰あり。

■1926(大正15)年10月 小噴火

- 10月19日 地震、山麓一帯に降灰(札幌郊外にもあり)。ドームに亀裂。
- 10月24日 爆発音、火炎。
- 10月26日 火柱、電光、噴煙高度約1000m。
- 10月30日 鳴動、爆発音、噴煙高度約2000m。山麓に直径1.5～2.0cmの溶岩片。降灰はオホーツク海沿岸渚滑(しょこつ)におよぶ。ドームに亀裂。

■1928(昭和3)年1、9、10月 小噴火

- 鳴動、黒煙。

■1929(昭和4)年2月10日 噴煙多量。

■1931(昭和6)年10月11、24日 噴煙多量。

■1933(昭和8)年12月1日 小噴火

- 噴煙高度約1000m。ドーム北東麓に亀裂。

■1936(昭和11)年11月15、25日 小噴火

- 降灰。

■1944(昭和 19)年 7月 2日 小噴火

降灰。

■1951(昭和 26)年 小噴火

1月 29日 小噴火。鳴動、山麓一帯に小量の降灰。

7月 28日 小噴火。火口から約 20m の範囲にこぶし大のレキと 150m の範囲に小泥流。

■1953(昭和 28)年 9月 14日 小噴火

降灰(山頂火口原付近)。

■1954(昭和 29)年 小噴火

5月 2日 小噴火。爆発音、降灰、小泥流(火口付近)。

11月 19日 小噴火。降灰(山頂付近)、有感地震(苫小牧で震度 2)、爆発音、空振。

■1955(昭和 30)年 2月 14日 小噴火

有感地震(苫小牧で震度 1)、空振。

■1974(昭和 49)年 12月～1975(昭和 50)年 2月 地震群発。

■1978(昭和 53)年 2～12月 小噴火

2月 地震群発。

5月 14日 小噴火。支笏湖畔で降灰。

5月 17日 ごく小規模な噴火。4回発生。山頂付近で降灰。

8月 8日 ごく小規模な噴火。山頂付近で降灰。

12月 12、16、26、29日 ごく小規模な噴火。16日は2回発生。山頂付近で降灰。

■1979(昭和 54)年 ごく小規模な噴火

1～3月 地震群発。

1月 5、22、23、27日 ごく小規模な噴火。山頂付近で度々降灰。

2月 5、18、25、26、27、28日 ごく小規模な噴火。山頂付近で度々降灰。

3月 1、2、4、6、8日 ごく小規模な噴火。山頂付近で度々降灰。

4月 13日 ごく小規模な噴火。2回発生。山頂付近で度々降灰。

5月 11、12日 ごく小規模な噴火。山頂付近で度々降灰。

■1980(昭和 55)年 11月～1981(昭和 56)年 3月

地震多発。2月下旬に山頂付近で微量の降灰。

■1981(昭和 56)年 2月 27日 ごく小規模な噴火

山頂付近で降灰。

■1983(昭和 58)年 10月 地熱異常

ドーム西側の火口原で温度上昇。

■1984(昭和 59)年 1月 地震群発。

■1988(昭和 63)年

1～2月 地震群発。

3月 21日 有感地震。7合目ヒュッテ、支笏湖畔で震度 2。

■1992(平成4)年2月25日 有感地震

7合目ヒュッテで震度2。

■1993(平成5)年

4月27日 有感地震。支笏湖畔で震度1。

10月11日 有感地震。支笏湖畔で震度2。

■1996(平成8)年

秋 噴気活発。ドーム南東亀裂で噴気活動活発化。

12月2日 有感地震。支笏湖畔、丸駒温泉等で震度2。

■1997(平成9)年1、10月 地震群発。

■1998(平成10)年4月30日～5月1日 地震群発。

■1999(平成11)年

1月13日 噴煙活動。ドーム南西火口からの噴煙を約4年ぶりに観測(1995年3月以来)。以降継続して観測される。

5月1～3日 地震群発。

5月17～18日 温度上昇。A火口の温度482℃(赤外放射温度計による、測定距離5m)。以後10月にかけて、500～600℃に上昇。

7月1～10日 地震群発。

11月22日 赤熱現象。A火口の温度619℃(赤外放射温度計による、測定距離5m)。火口内にごく弱い赤熱現象を確認。

■2000(平成12)年

5月15～16日 高温継続。A火口の温度582℃(赤外放射温度計による、測定距離5m)。火口原西側地熱域で地中温度の上昇と地熱域の拡大が見られた。

6月23日 有感地震。白老町森野で震度1程度の揺れ。震源は樽前山の南西約8～10km、M2.5。その後24日にかけて、この付近を震源とする地震が7回発生。

6月29日 有感地震。苫小牧市しらかば、白老町大町で震度1。震源は樽前山の南西約8～10km、M2.6。

6～11月 高温継続。A火口の温度556～453℃。

11月14～22日 地震群発。

■2001(平成13)年

1～3月 地震群発。

5～6月 温度上昇。A火口の温度5月641℃、6月679℃。(赤外放射温度計による、測定距離5m)。

7～8月 地震群発。

■2002(平成14)年

4月27日 噴気活動活発。ドーム南西噴気孔群の噴煙活発化。

4月27～30日 高感度カメラにより、ドーム南西噴気孔群が夜間明るく見える現象を観測。5月の調査では噴気温度の最高は270～293℃。周辺に砂状の噴出物を確認。

■2003(平成 15)年

7月6、7日 高感度カメラにより、ドーム南西噴気孔群が夜間明るく見える現象を観測。

10月4日頃～ 山頂部の噴煙活動がやや活発化。

10月5日～ 高感度カメラにより、ドーム南西噴気孔群が夜間明るく見える現象を時折観測。

10月7、8日 現地調査により、ドーム南西噴気孔群の最高温度は約500℃。溶融硫黄、硫黄の燃焼、周辺に砂状の噴出物を確認。A火口の温度は約650℃(赤外放射温度計による、測定距離5m)。

12月4、5日 地震群発。

樽前火山の活動期と休止期

活動時期	活動期間	休止期間	規模	噴火の概要
1667年 (寛文7年)	1年?	2千数百年	大噴火	火砕流が山麓に流下した。降灰は苫小牧で1~2m、十勝平野~道東にまで達した。
1739年 (元文4年)	1年?	約70年	大噴火	火砕流が山麓に流下し、山頂カルデラが形成される。降灰は千歳付近で50~100cm、大雪山系に達した。
(1804~1817年) (文化年間)	?	約70年	中噴火	火山灰が噴出し、シシャモナイ川に火砕流が流下した。また外輪山・中央火口丘が形成された(正確な噴火年月は不明)。
1867年 (慶応3年)	1年	約55年	中噴火	白老方面に降灰。古期溶岩ドームが形成された。
1874年 (明治7年)	1年	6年	中噴火	南方に降灰。古期溶岩ドームが破壊された。
1883~1887年 (明治16~20年)	5年	8年	小噴火	山麓部に降灰。
1894年 (明治27年)	1年	6年	小噴火	
1909年 (明治42年)	1年	14年	中噴火	岩塊や火山灰を噴出。火山灰は山麓に達し、現在の溶岩ドームが形成された。
1917~1936年 (大正6年~昭和11年)	20年	7年	小噴火	この期間に時々噴火。降灰は山麓部に達した。
1944~1955年 (昭和19~30年)	12年	7年	小噴火	この期間に時々噴火。山頂付近に降灰があった。
1978~1981年 (昭和53~56年)	3年	23年	小噴火	この期間に時々噴火。山頂付近に微量の降灰があった。
		22年+?		

(「樽前山」北海道防災会議(1972)、勝井・石川(1981)及び「日本活火山総覧(第3版)」気象庁(2005)による)

第4 樽前山の噴火と災害の予測

樽前山は2千数百年の休止期のあと、1667年に活動を再開し、安山岩質マグマによる大規模な降下軽石・軽石流の噴出を2回くりかえし、山頂に外輪山（小型カルデラ）を生じた。その後、中央火口丘を形成し、さらに溶岩ドーム形成を2回くりかえしている。現在は、300年余り前にはじまった活動期にあると考えられる。

この間の活動は、最初は大噴火で、中期以降は中小噴火のくりかえしである。全岩組成では、初期の大噴火の軽石から後期のスコリア・ドーム溶岩にかけて、やや苦鉄質となっている。さらに液体マグマに相当する火山ガラスに注目すると、初期の大噴火の軽石は著しく二酸化ケイ素（ SiO_2 ）に富み（ SiO_2 71～76%）、後期のスコリア・ドーム溶岩はやや乏しくなっている（ SiO_2 67.5%）。近い将来、溶岩ドームを形成するようなマグマの活動が起れば、文化年間以降の活動のような中小噴火の発生が予測される。しかし、駒ヶ岳の歴史時代の活動のように、溶岩ドームが形成してから数10年後に再びかなり大きな軽石噴火をおこす例もあるので、この予測は慎重を要する。

火山構造と噴火史から将来の噴火が予測される場所は、山頂カルデラ内である。噴火の時期・様式・規模などについては、明確な予測が不可能であるが、次の第1の可能性が最も大きく、続いて第2、第3の可能性も考えられる。

① 小規模噴火（第1の可能性）

現在の溶岩ドームは爆発により一部または全部を破壊する場合（小規模～中規模噴火）。放出岩塊の到達距離は山頂火口から最大で半径約2 kmまでと推定される。山麓部では厚さ最大数cm程度の降灰が予測される。

② 中規模噴火（第2の可能性）

前述の活動にひき続き、または休止期において、軽石・スコリア・パン皮火山弾・火山礫・火山灰等を放出し、さらにその後、新たに溶岩ドームを形成する場合（中規模噴火）。放出岩塊の飛行距離は第1の場合と同じで、降灰量はやや多い。

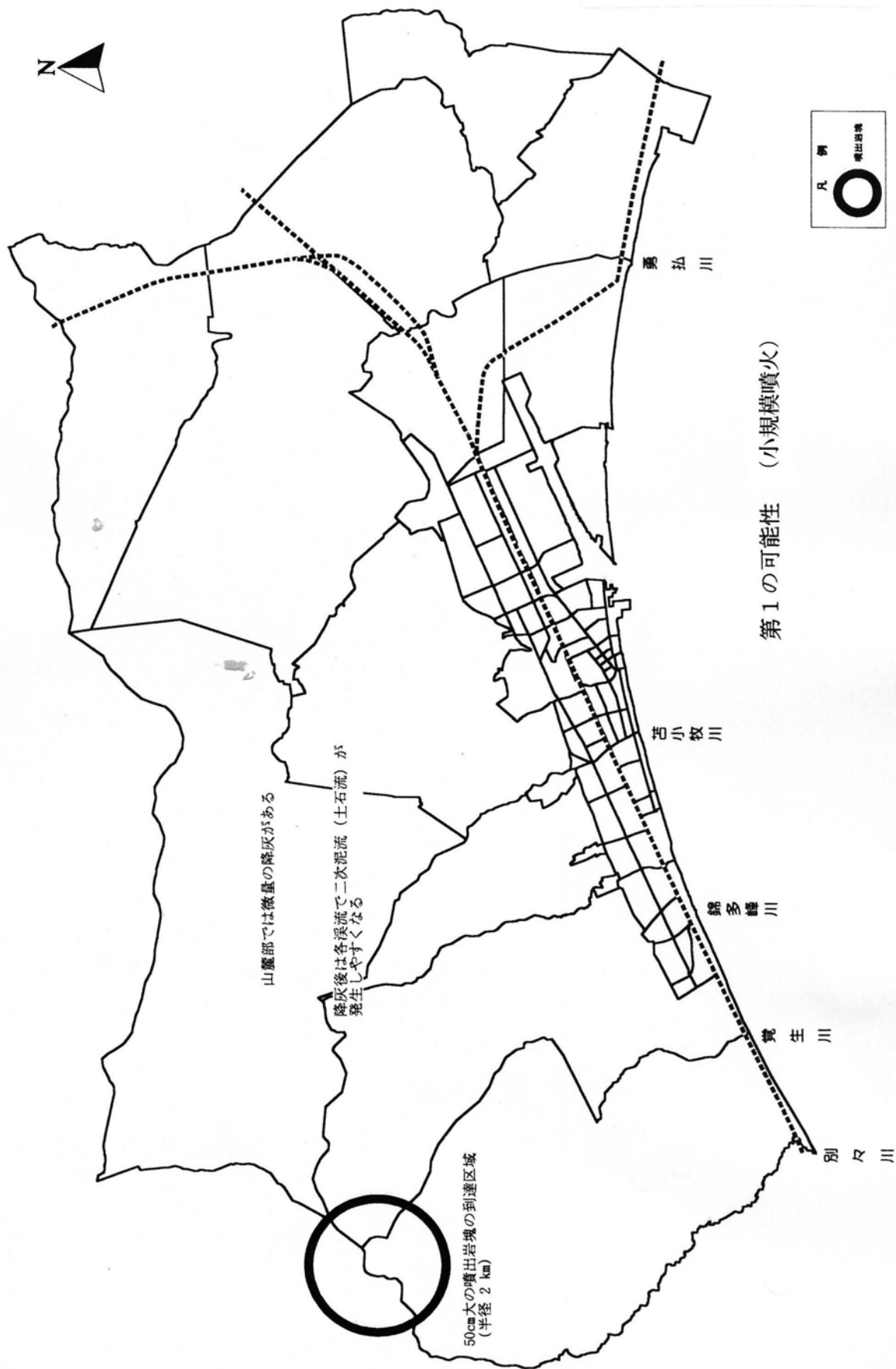
③ 大規模噴火（第3の可能性）

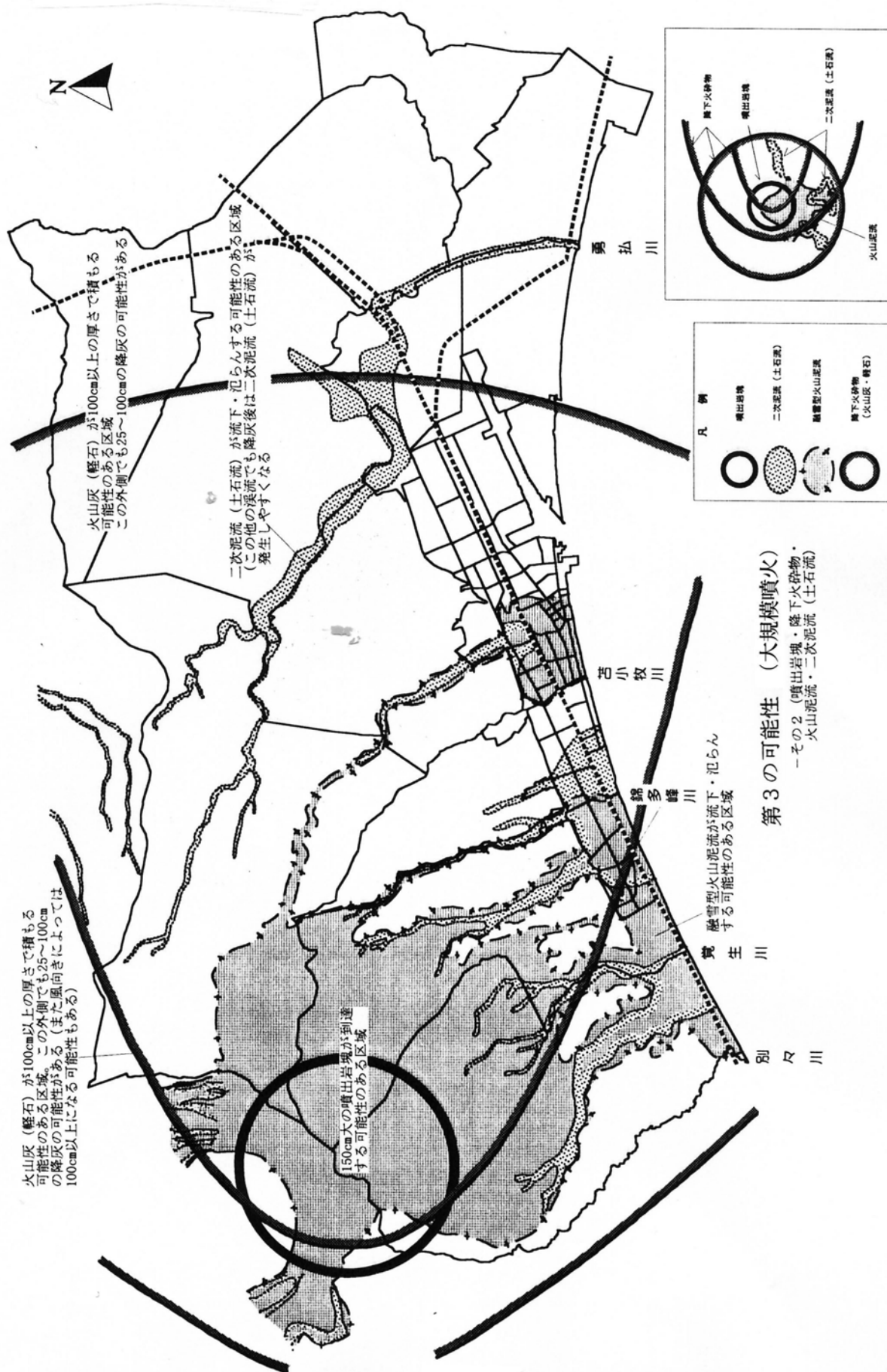
Ta-a 及び Ta-b 降下軽石・軽石流をもたらしたような軽石噴火がおこる場合（大規模噴火）。噴煙柱は高さ10 km以上に達し、上層の偏西風に支配され、降灰は道央から道東におよぶ。降灰量は恵庭市、千歳市、苫小牧市で層厚数10 cm～1 mに達する可能性がある。降下軽石の開始にひき続き、高温の軽石流が発生し、北側ではシシャモナイ川及びクチャワッカナイ川、東斜面では口無沼及び錦多峰川、南斜面では覚生川及び樽前川などを流下し、森林を完全に破壊する危険性が考えられる。

以上の火砕物降下及び火砕流などによる災害のほか、降灰量がある程度に達すると、少量の降雨でも泥流（土石流）が発生し易くなる。樽前山の地形、特に河川系に注目すれば、泥流発生域は、軽石流の流下域と同じと考えてよい。支笏湖畔のモーラップ及び太平洋側の錦多峰川、覚生川、樽前川の下流域の集落では、泥流の流下域となる危険が予想されるので注意を要する。

火山噴火予測の概要

災害要因	① 小規模噴火 (第1の可能性)	② 中規模噴火 (第2の可能性)	③ 大規模噴火 (第3の可能性)
噴出岩塊	山頂から半径2kmに到達	山頂から半径2kmに到達	山頂から半径3.6km以内の範囲に到達
降下火砕物	山麓部で厚さ数cm	小噴火よりやや多い程度	道央から道東に及ぶ。市域では厚さ10cm～1m
火砕流・火砕サージ	発生しない	樽前山の中腹まで到達	錦岡、樽前地区の海岸線まで到達
融雪型泥流	発生しない	溪流の上流部で発生	苫小牧川、錦多峰川、樽前川で発生し、海岸線まで到達
二次泥流 (土石流)	山麓の各溪流で発生の危険性が生じる	山麓の各溪流で発生の危険性が生じる	苫小牧川、錦多峰川、勇払川などを流下し、市街地に到達
火山ガス	山頂付近で発生	山頂付近で発生	山頂付近で発生





第4節 防災ビジョン

※防災ビジョンの詳細については、震災対策編第1章第4節「防災ビジョン」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

第1節 火山災害の防止

第2節 組織・協力体制の確立

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

災害予防計画は、災害の発生に備えて、市及び防災関係機関がふだんから実施する対策について定めたものである。

「火山災害対策編」では、火山災害の予防対策として、直接関係のある対策のみを記載しており、その他災害全般に係わる予防対策については、「震災対策編」に準ずるものとする。

第1節 火山災害の防止

火山の噴火や土石流などの発生に対して被害を最小限にとどめるためには、火山災害を想定し、それを防止するための施設の整備が必要である。この節は、火山砂防事業や噴火に備えた各種施設づくりについて定めたものである。

この節の対策	担	当
●火山砂防施設の整備		室蘭開発建設部苫小牧河川事務所
●各種施設の整備	上下水道部水道整備課・下水道計画課・下水道建設課、関係各部各課	室蘭開発建設部苫小牧河川事務所、北海道電力、苫小牧ガス、NTT東日本、NTTドコモ

第1 火山砂防施設の整備

1 砂防施設の整備

樽前山の噴火によって発生する火山泥流等を防ぐために、砂防施設を整備することを基本方針に砂防事業を実施する。特に、火砕流、火山泥流の流下する可能性の高い河川を中心に、砂防ダム、遊砂地、流路工等を整備する。

2 土砂災害監視装置の整備

噴火や土砂災害による人的被害を最小限に防ぐために、次のような監視装置等を整備する。

- 樽前山の監視カメラ
- 火砕流・泥流発生を感知するワイヤーセンサー
- 雨量・積雪計・空振計
- 地震計・GPS・傾斜計

第2 各種施設の整備

1 避難施設の整備

火山泥流等からの安全な避難をするために、渓流沿いの高台を避難施設として利用する。

2 公共施設・ライフライン施設の整備

公共施設、ライフライン施設を整備する場合は、火山災害の被害予測区域等を考慮した立地の選定や予測される災害については十分検討する。

第2節 組織・協力体制の確立

火山噴火時に、市、防災関係機関及び市民が的確かつ効果的な行動を行うためには、日頃から体制を整備することが必要である。また、火山災害対策は、市単独ではなく、自治体の広域的な連携も必要である。この節は、市、火山に関係する自治体、防災関係機関、事業所等の組織づくりや訓練、知識の普及等について定めたものである。

この節の対策	担	当
●防災会議・防災関係機関の体制整備	市民生活部危機管理室	防災関係機関、自主防災組織
●広域連携の強化	市民生活部危機管理室	自衛隊、樽前山火山の影響のある近隣市町
●市民・事業所の組織	市民生活部危機管理室	防災関係機関、各事業所
●ボランティア	保健福祉部	
●防災訓練の実施	市民生活部危機管理室、教育委員会、消防本部（署）、消防団	防災関係機関、自主防災組織、警察署
●防災知識の普及	市民生活部危機管理室、総合政策部政策推進室秘書広報課、教育委員会、消防本部（署）、消防団	防災関係機関、自主防災組織

第1 防災会議・防災関係機関の体制整備

1 苫小牧市防災会議

市は、関係法令、条例、規定、要綱に基づき、苫小牧市防災会議を毎年開催し、火山災害対策や、防災会議を構成する機関・団体等の連携等について検討する。

2 苫小牧市災害対策本部

市は、火山災害時に的確な行動がとれるように、苫小牧市災害対策本部の動員・連絡方法について検討する。また、応急活動に対応する「マニュアル」については、必要に応じ作成を検討するとともに、防災関係機関等が作成する場合は連携を図る。

なお、組織については第3章第1節第2「災害対策本部」を参照のこと。

3 防災関係機関

防災機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、予防、応急、復旧計画の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。また、整備にあたっては、市地域防災計画の定めるところと整合を図り、連携を強化する。

第2 広域連携の強化

道及び樽前山火山の影響のある近隣市町は、必要に応じて会議を開催し、火山観測等に対して相互に連携をとって、総合的な防災対策を実施するように努める。また、自衛隊とも定期的に連絡を保つようにする。

樽前山火山の影響のある近隣市町	苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
-----------------	-------------------------------

第3 市民・事業所の組織

1 自主防災組織の結成・強化

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民の助け合いの精神による自発的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成を促進する。結成にあたっては、町内会等を単位として行う。

2 事業所等の組織

事業所は防災計画を作成するほか、従業員、利用者の安全の確保や地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。

このために自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、地域の自主防災組織と連携し、地域の安全に積極的に努める。

第4 ボランティア

市及び関係機関は、ボランティアが円滑に活動できるよう、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会、ボランティア団体等の協力のもと、平常時から環境づくりを行う。

第5 防災訓練の実施

1 火山災害訓練

災害対策を円滑に実施するため、火山噴火を想定して、市、消防、学校、警察、自衛隊、医師会、その他の防災関係機関、各施設管理者、ボランティア及び地域住民（自主防災組織、町内会等）が一体となった防災訓練を実施する。

2 避難訓練

自主防災組織、町内会、学校等を単位とし、火山噴火時の避難活動等の訓練を実施する。

第6 防災知識の普及

1 職員に対する教育

市職員や防災関係機関職員は、防災知識・役割の分担等を新人研修などと共に実施する。研修は災害対策本部組織の各部班での具体的分掌を把握し、次の点に重点を置いて行う。

市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 役割の分担 ○ 災害情報の収集、伝達の大領、報告書式の活用
災害知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山災害の基礎知識

2 園児・児童・生徒に対する防災知識の普及

教育委員会は、園児・児童・生徒の避難、保護等、地震災害発生後の対応について防災教育を計画的に進め、防災に対する実践的な訓練を行う。

3 市民に対する防災知識の普及

自主防災組織及び町内会を通じ、火山噴火時の的確な判断・行動ができるよう、広報紙や防災マップ、ビデオ・映画の上映等を利用して知識の普及を図る。

4 住民への周知

火山噴火時に的確に避難できるように、住民に次の方法で避難路及び避難所の周知を行う。

- 防災無線（同報系）で周知を図る。
- 市の広報・ホームページ・エリアメール・新聞に掲載する。
- 防災訓練や自主防災組織の訓練等において周知を図る。
- 避難所付近に名称等を示した標識等を設置する。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

火山噴火の状況をリアルタイムに把握し、的確な対応をとるためには、日頃から火山の監視を行い、円滑な情報連絡が行える体制を確立することが必要である。この節は、火山活動の観測・監視体制、災害時に備えた通信機器の整備、関係機関の連絡体制の整備等について定めたものである。

この節の対策	担	当
●火山の観測・監視	市民生活部危機管理室	自衛隊、札幌管区気象台 室蘭開発建設部、胆振総合 振興局 室蘭建設管理部苫小 牧出張所
●情報連絡体制の整備	市民生活部危機管理室	

第1 火山の観測・監視

1 火山活動の観測

札幌管区気象台は、地震計、監視カメラ等で火山活動を監視し、その結果に基づく火山情報を発表・伝達する。

室蘭開発建設部、胆振総合振興局 室蘭建設管理部苫小牧出張所は、地震計、監視カメラ等で火山活動の異常現象を観測し、その結果を市及び関係する機関に伝達する。

2 ヘリコプターによる監視

市は、関係機関等にヘリコプターの出動を要請し、定期的に火口の状況等火山の状況を監視する。監視にあたっては、札幌管区気象台や火山研究者等に調査を依頼する。

第2 情報連絡体制の整備

1 通信機器の整備

住民に避難の勧告指示等が行えるような通信機器の導入を検討する。また、有線電話が途絶したときの通信を確保するために、関係機関や避難所と市役所とを結ぶ地域防災無線などのネットワークの形成に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

火山噴火の異常現象や被害の状況等の情報が、気象官署、道、市、住民の間で、迅速かつ正確に伝達されるよう相互の連携を強化する。

3 研究機関・専門家との連携

収集した火山に関する情報の分析・整理が的確に行われるように、火山の研究機関や観測・研究にかかわる大学等の専門家との連携の強化に努める。

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 災害応急体制
- 第2節 火山情報の収集・伝達
- 第3節 登山規制・警戒区域の設定
・避難活動
- 第4節 災害広報
- 第5節 応援派遣要請
- 第6節 救出・捜索
- 第7節 応急医療
- 第8節 遺体の処理・埋葬
- 第9節 交通対策・緊急輸送
- 第10節 生活救援対策
- 第11節 清掃・防疫
- 第12節 災害ボランティアの活用
- 第13節 災害時要援護者への対応
- 第14節 応急教育活動
- 第15節 農林漁業対策
- 第16節 災害救助法の適用

災害応急対策計画は、災害発生時に、市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、基本方針、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策は、火山噴火のシナリオを想定して、噴火の規模と発生しうる事態にあわせた対策を示し、それぞれの対策の担当者、連携する機関、対策の概要について記載している。

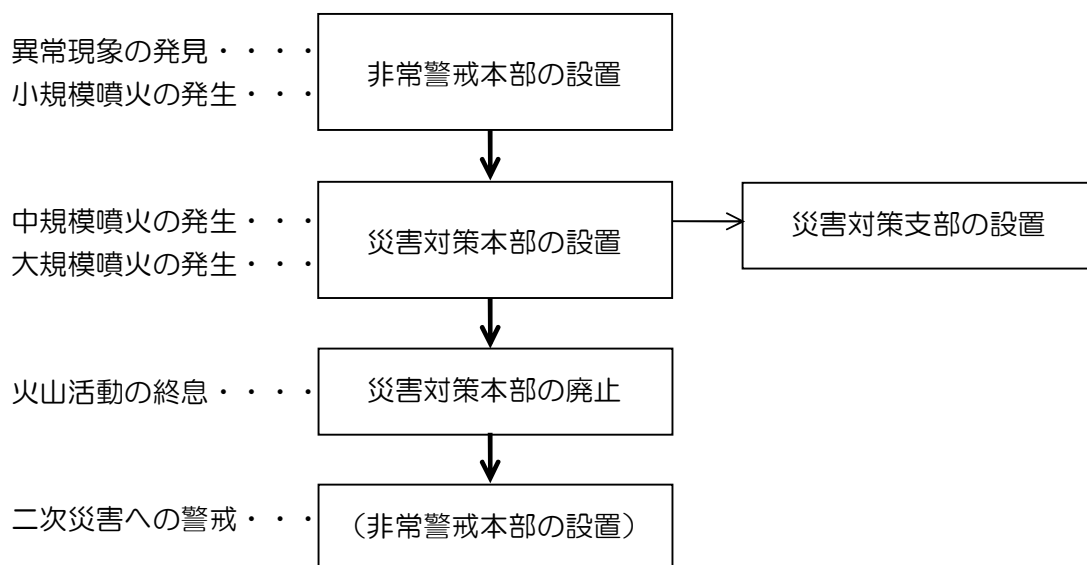
災害発生時には、さまざまな事態が発生し、それにあわせた対策が必要となるが、「火山災害対策編」では、市の対応の中心となる対策のみを記載し、その他の対策は「震災対策編」を準用するものとする。

第1節 災害応急体制

樽前山が噴火し、あるいは噴火するおそれのある異常現象が発見された場合、市は市役所に災害対策本部または非常警戒本部を設置し、噴火の規模に応じて、職員を動員し必要な応急活動を実施する。

この節は、災害応急活動の前提となる噴火のシナリオ、災害対策本部等の設置場所、職員の配備基準、各部班の事務分掌等、災害応急体制に関する措置等について定めたものである。

項目	担 当
災害対策本部（非常警戒本部）の設置	総括部災害総括班
職員の動員・配備	総括部災害総括班・動員班、各部各班
応急対策活動の実施	各部各班（詳細は第2節以降に記載）

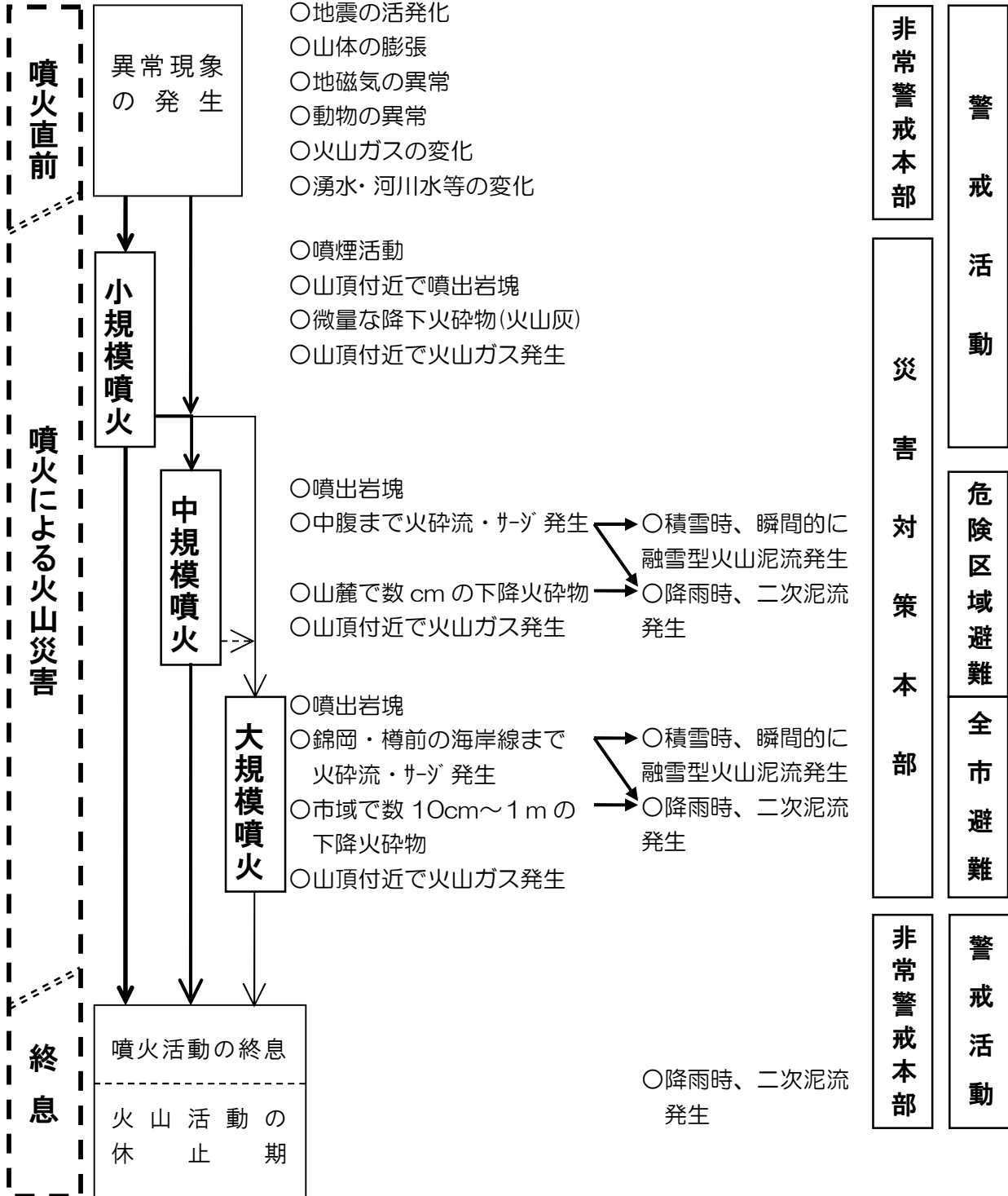


〈 災害応急活動体制の流れ 〉

第1 災害応急体制の前提

樽前山で想定される噴火のシナリオは、過去の噴火の経過、火山災害の予測（総則第3節「樽前山の概要」参照）等からみて、次のように想定し、この災害のシナリオに基づいて、市の災害応急活動体制をとるものとする。

〈火山活動の段階〉 〈想定される火山活動〉 〈想定される二次災害〉 〈市の対応〉



〈樽前山で予想されるシナリオと災害対策の前提〉

第2 災害対策本部

市長は、災害が発生し、またはそのおそれがある場合で、防災の推進を図るときは、法第23条第1項に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、同条2項及び第3項により本部長には市長を、副本部長には副市長及び消防長をその他本部員には市の職員を充てるものとする。

1 本部の設置基準

市長は、樽前山で中規模程度の噴火が発生またはしそうなとき、若しくは小規模噴火でも、噴火状況や対策の必要性によって、本部の設置が必要と認められるときに本部を設置する。

2 本部の設置場所

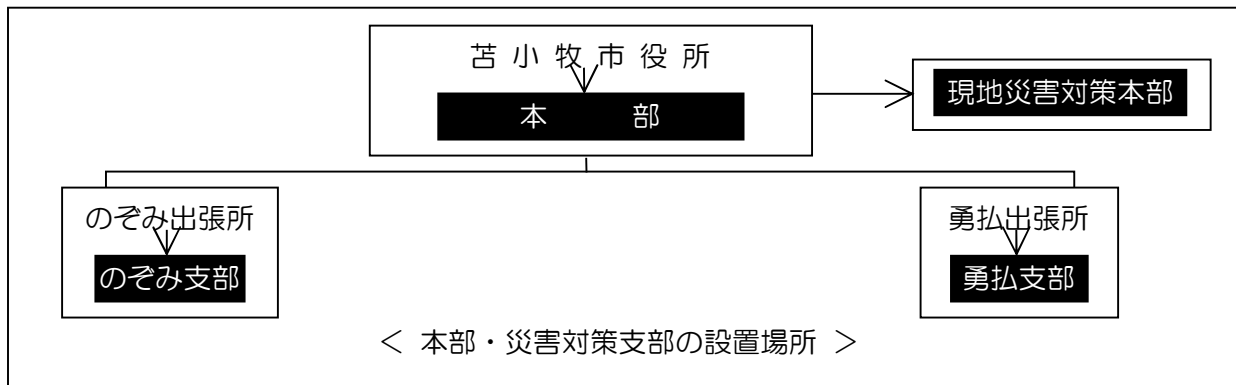
- (1) 本部は市役所内に置く。
- (2) 本部を設置したときは、市役所正面玄関及び本部室前に「苫小牧市〇〇災害対策本部」等の標識を掲示する。

3 災害対策支部

地域の防災拠点として災害対策支部を設置する。災害対策支部は、主に地域の情報収集や連絡拠点として機能させる。

4 現地災害対策本部

被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、必要により現地災害対策本部を設置する。なお、現地災害対策本部長は、本部長が指名したものとする。



- 災害対策支部の役割：地域の情報収集・連絡拠点
夜間・休日の参集場所（市役所への直行困難の場合）
- 現地災害対策本部の役割：災害現場での指揮、関係機関との連絡調整

5 本部の移設

市役所が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（市長）の判断により、消防署等に本部を移設する。

火山噴火の状況によって市外に避難した場合には、道及び避難先自治体との協議により、公共施設等に設置する。

6 防災関係機関連絡室の設置

本部の連携機関として、次の関係機関で構成する連絡室を設置し、災害対策の円滑な実施を図る。

関係機関連絡室

○ 自衛隊	○ 警察署	○ 海上保安署
○ 札幌管区气象台	○ 室蘭開発建設部	○ 胆振総合振興局 室蘭建設管理部
○ ライフライン機関	○ 港管理組合	○ 医師会
○ その他		

7 本部設置及び廃止の通知

本部設置後、総括部長は、次のとおり周知・通知を行う。廃止の時の通知公表は、設置の時に準ずる。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部班	庁内放送及び無線または有線電話等
防災関係機関	有線電話
地域住民	報道機関を通じて公表
道機関	有線電話及び口頭または文書等

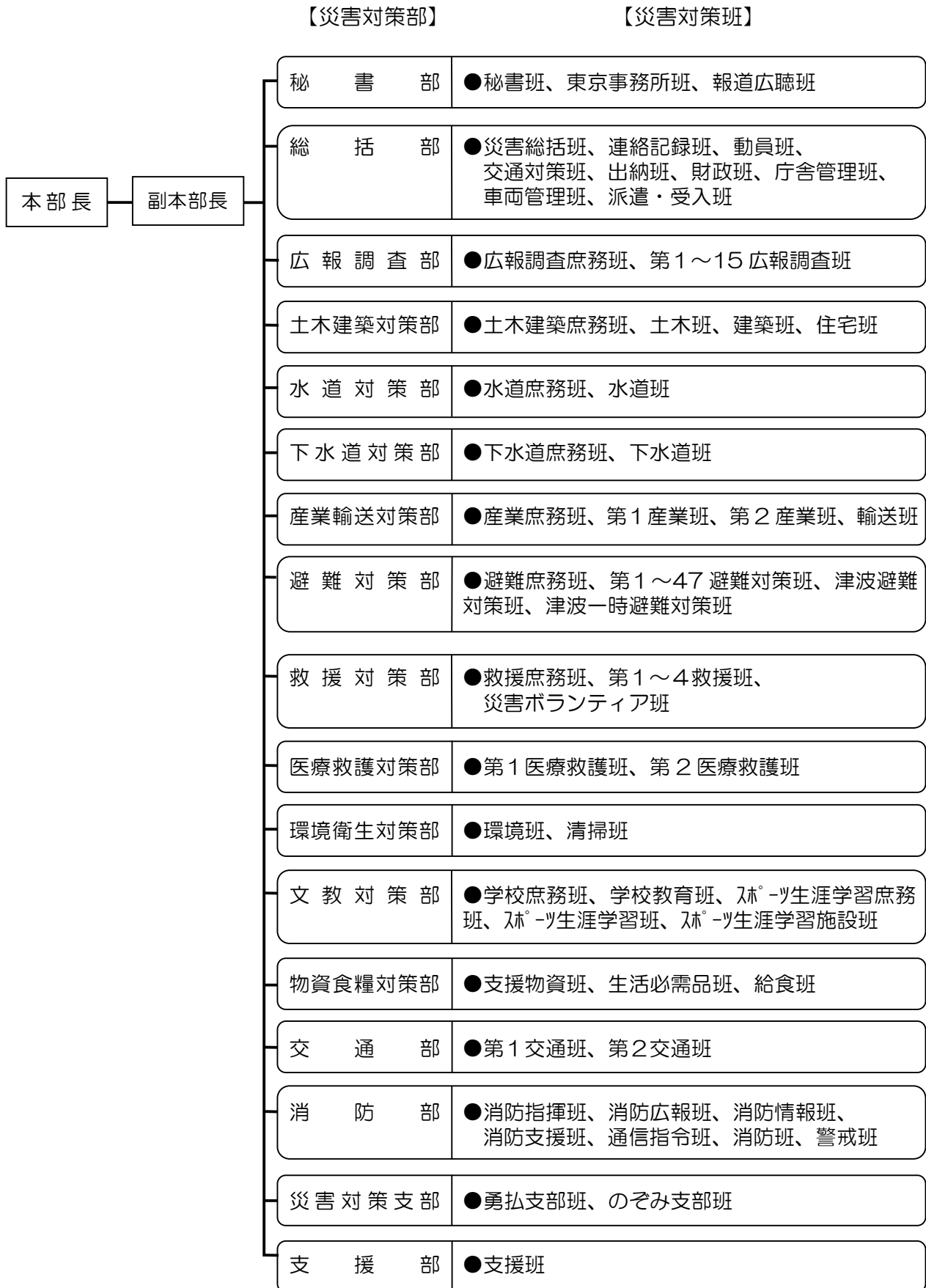
8 本部・災害対策支部・現地災害対策本部の廃止

本部等の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに行う。

9 本部の組織

○ 本部長	市長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
○ 副本部長	副市长、消防長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
○ 災害対策部長	本部員のうちから本部長が指名	本部長の命を受け、部の事務に従事する。
○ 班長	本部長が指名	災害対策部長の命を受け、班の事務を処理する。
○ 班に属すべき職員	本部長が定める	上司の命を受け、事務に従事する。

なお、本部の組織の詳細は、「苫小牧市災害対策本部組織図」を参照のこと。



※●は各部の代表班とする

< 苫小牧市災害対策本部組織図 >

10 権限の委任

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとす。

第1順位 副市長

11 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。

本部会議の役割	○ 災害対策の推進のための基本方針の決定
本部会議の開催時期	○ 本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○ 本部長（市長） ○ 副本部長（副市長、消防長） ○ 災害対策部長（市立病院副院長・同事務部長、 学校教育部長、スポーツ生涯学習部長、港管理組合総務部長を含む）
事務局	○ 総括部災害総括班
協議事項	○ 災害応急対策の決定 ○ 応援の要請 ○ 配備の切替 ○ 本部の廃止

第3 非常警戒本部

1 非常警戒本部の設置

樽前山で異常現象が発見されたとき、若しくは火口周辺警報が発表されたときは、市長の判断により非常警戒本部を設置する。

また、噴火活動が終息し、本部が廃止されたときでも、二次泥流（土石流）等の警戒を要するときは、非常警戒本部を設置する。

2 本部への移行

災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがある場合、市長の判断により本部へ移行する。

3 非常警戒本部の廃止

予想された災害の危険が解消したと認められる場合、非常警戒本部を廃止する。

4 非常警戒本部の組織

非常警戒本部の組織は、第1の9「本部の組織」に準じ、必要なものを指名して対策にあてる。

5 権限の委任

非常警戒本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1順位 副市長

6 活動内容

非常警戒本部が設置された場合、主な活動内容は次のとおりとする。

- 火山等の情報収集
- 道及び関係機関への被害状況・噴火活動の情報伝達
- 住民等への情報の伝達
- 警戒活動
- 樽前山等への立ち入り制限等

第4 参集・配備

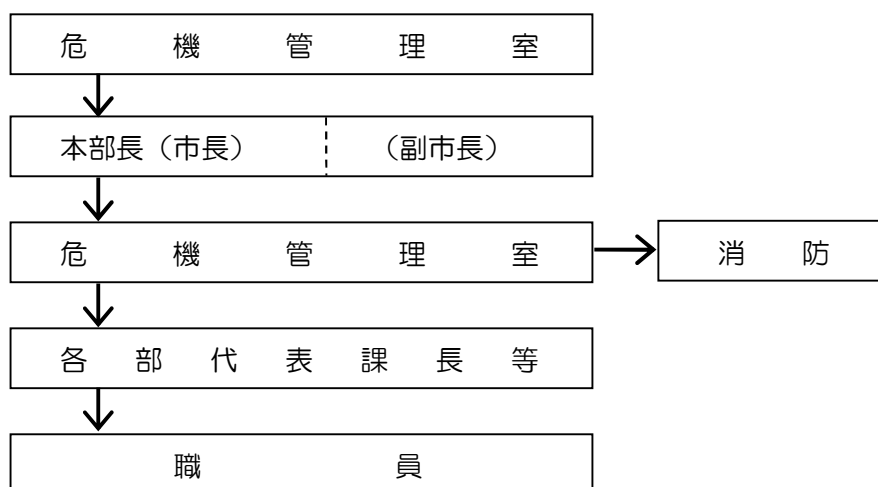
1 配備基準

参集配備は、原則的に次の配備基準に基づき、市長の判断によるものとする。

体制	配備	配備基準	活動内容	配備人員	
本部設置前	情報連絡体制	注意配備	噴火予報が発表されたとき、または噴火に係わる異常現象が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集 関係機関との連絡 異常現象の調査 	危機管理室、消防本部（署）、その他必要な部
	非常警戒本部体制	警戒配備	火口周辺警報が発表され、噴火に係わる異常現象が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき	<ul style="list-style-type: none"> 樽前山への立ち入り制限・禁止・退去 情報の収集 関係機関との連絡 	総括部、消防部、広報調査部、その他必要な部
本部設置後	災害対策本部	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模噴火が発生したとき ○軽微な人的・物的被害が発生したとき ○警戒・監視活動等に人手を要するとき ○火口周辺警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 樽前山への立ち入り禁止 情報連絡 被害状況の把握 災害の警戒 応急復旧 	各班必要な人員
		第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○中規模噴火・大規模噴火が予想されるとき ○中規模噴火・大規模噴火が発生したとき ○噴火警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡 被害状況の把握 避難 救出・医療救護 被災者救援 	全職員

2 動員指示

各班必要な職員を動員する場合は、次の系統に従って行う。



< 各部への動員指示の系統 >

3 参集場所

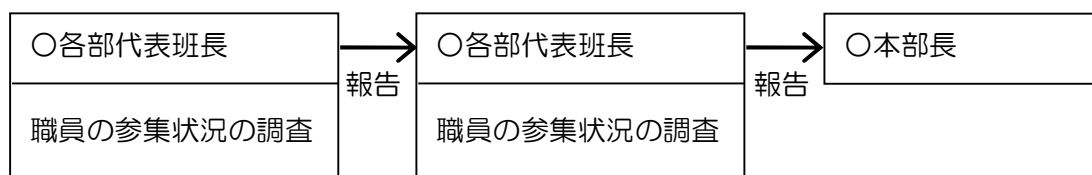
(1) 勤務時間内の参集場所

所属場所を参集場所とする。

(2) 夜間・休日の参集場所

夜間・休日に災害が発生した場合の参集場所は、原則的に所属先とするが、市役所に直行が困難な場合は、居住地に近い災害対策支部に参集する。

4 参集の報告



※資料編 参集の報告の様式

第5 事務分掌

主な事務分掌は、資料編「苫小牧市災害対策本部の部及び班の事務分掌」のとおりであるが、被害状況に応じて柔軟な対応をとる。

※資料編 苫小牧市災害対策本部の部及び班の事務分掌

第2節 火山情報の収集・伝達

樽前山で火山に関する異常現象が発見された場合、各防災関係機関に通報するとともに確認のための調査が必要となる。また、札幌管区気象台から火山情報が発表された場合、防災関係機関及び市民・登山者に対しこれらの情報を公表・周知する。

この節は、異常現象が発生した場合の通報体制・調査体制をはじめ、火山情報等の種類・伝達先・伝達方法及び警戒・監視活動などについて定めたものである。

項目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
異常現象への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●異常現象の発見及び通報 (総括部災害総括班、消防部、総括部報道広聴班、警察署、室蘭地方気象台) ●異常現象の調査 (広報調査部、消防部、警察署、札幌管区気象台等、自衛隊) 		
火山情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ●火山情報の発表 (総括部報道広聴班) ●火山情報の伝達系統及び方法 (総括部災害総括班・連絡記録班) 	⇒	⇒
警戒監視	<ul style="list-style-type: none"> ●警戒・監視活動 (広報調査部、消防部、札幌管区気象台、自衛隊) 	⇒	⇒

第1 異常現象の発見及び通報

1 異常現象の通報体制

住民、登山者等が噴火の異常現象と思われる現象を発見した場合は、次の伝達系統でその情報を市役所で把握する。総括部災害総括班は、通報を受けた情報を札幌管区気象台、道、近隣市町に伝達する。

- 第1次通報 第1発見者から防災関係機関への通報
- 第2次通報 第1発見者から通報を受けた機関から市への通報
- 第3次通報 市から道、気象官署、近隣自治体への通報

2 異常現象の種類

(1) 異常現象の種類

通報すべき異常現象とは、概ね次のものをいう。

- 地形の変化
 - ・崩壊の発生
 - ・土地の隆起・沈降
 - ・地割れの発生
- 噴気・噴煙の状況
 - ・噴気・噴煙の発生・拡大
 - ・噴気・噴煙の色・臭気・温度等の変化
- 湧泉・井戸等の変化
 - ・新しい湧泉の発生
 - ・湧泉・井戸の枯渇
 - ・湧泉・井戸の成分・臭気・濁度の変化
- 植生・動物の状況
 - ・草木の立ち枯れ・変色
 - ・動物の挙動異常
- 地温の変化
 - ・地温の上昇
 - ・地温上昇による水蒸気等の発生
- 海水・湖沼・河川の異常
 - ・水量・濁度・色・臭気等の変化・水温の上昇
 - ・泡の発生
 - ・死魚の浮上
- 地震の発生
- 鳴動の発生

(2) 通報の受付事項

報道広聴班は、住民、登山者等から通報を受けた異常現象については、不明確な情報となる場合があるため、次の項目に留意して、正確な情報を得るように努める。

- 発見時間
- 発見場所（なるべく地図で位置を把握）
- 見聞きした現象の内容

第2 異常現象の調査

1 異常現象の調査

異常現象の通報を受けた場合は、広報調査部は、通報後直ちに異常現象の発見現場等を調査し、その事実を確認する。調査にあたっては、警察署、札幌管区气象台、火山専門家等に協力を要請する。

2 調査結果の通報

総括部災害総括班は、異常現象の調査結果を気象官署、道、近隣市町等に通報する。通報すべき内容は次のとおりである。

- 発生の事実（確認場所、異常現象の状況等）
- 発生場所
- 発生による影響（住民、動植物、道路等の施設への影響）

第3 火山情報の発表

札幌管区気象台は、次の火山情報を発表する。

樽前山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模噴火が発生し、火砕流が居住地域まで到達、あるいは切迫している 【過去事例】1667年及び1739年：大規模噴火、噴石が火口から概ね4kmまで発散、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積 ・中～大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】観測事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模噴火の頻発等により、火砕流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される 【過去事例】観測なし ・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される 【過去事例】観測事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模噴火が発生し、噴石が概ね3km以内に飛散、あるいは火砕流が谷沿いに流下 【過去事例】1874年及び1909年：中規模噴火、噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大8km程度まで到達(1874年)、火山灰等が山麓で厚さ数cmに堆積 ・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】観測事例なし
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)			<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火が発生し、山頂火口原内外に噴石飛散 【過去事例】1909年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に噴石飛散 ・地震活動や熱活動の高まり等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】2002年～2003年：山頂B噴気孔群で急激な熱活動の高まり 1999年：山頂A火口で急激な熱活動の高まり 1997年～2001年：地震活動の活発化
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

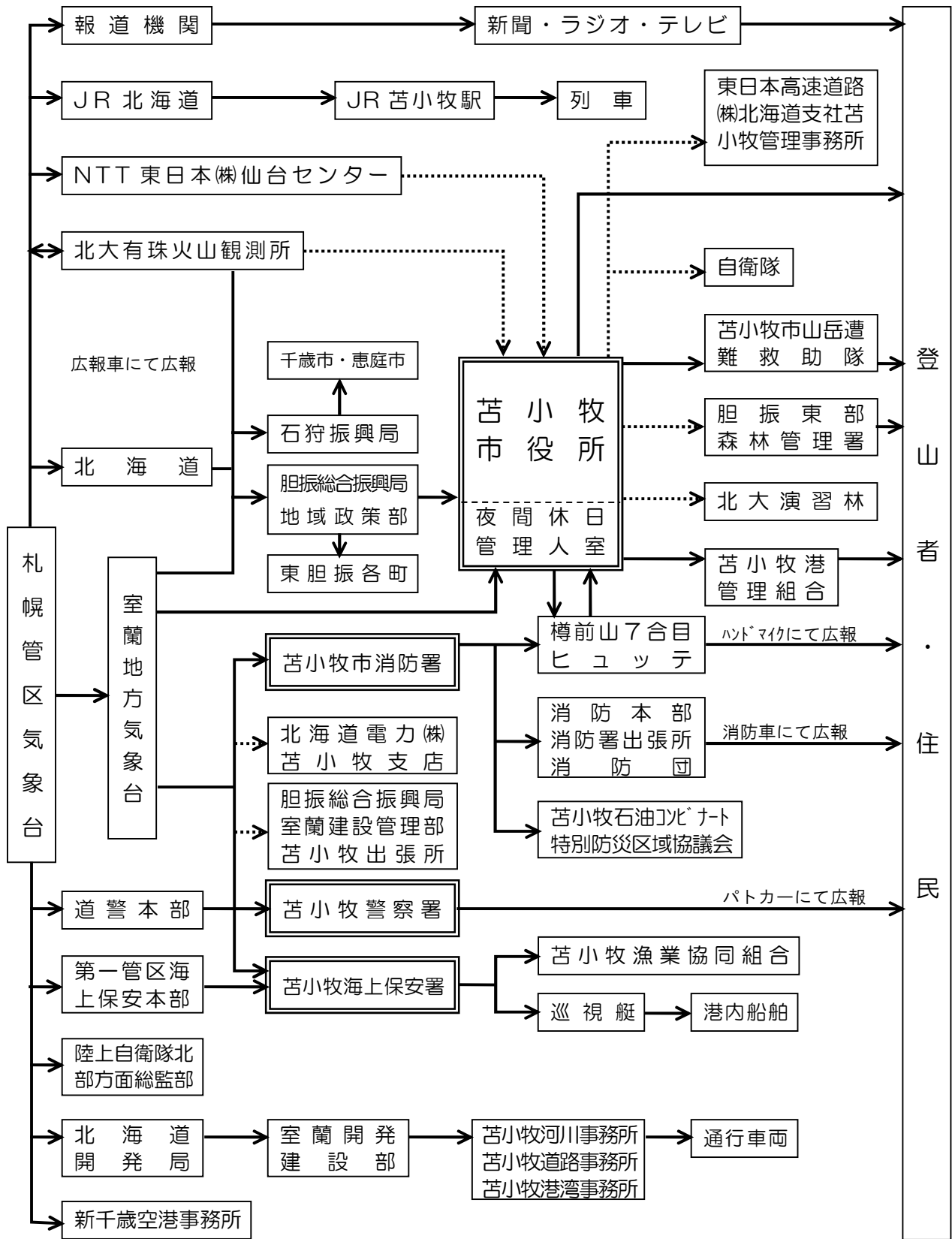
注2) 大規模噴火とは、噴煙が1万m以上上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

注3) 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、噴石が火口から2～3kmまで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

注4) 小規模噴火とは、噴煙が1,000m以下まで上がり、噴石が山頂火口原内外に飛散するような噴火である。

第4 火山情報伝達系統及び方法

火山情報が発表された場合、次の伝達経路で住民及び登山者等に伝達する。



□の機関とは密接に連絡をとり、警戒態勢に入るものとする。……は、情報提供協力機関。

※資料編 苫小牧地区防災無線利用協議会構成機関一覧表

第5 警戒・監視活動

異常現象が発見され、あるいは噴火活動が開始した場合は、広報調査部は噴火の状況を把握するために、警戒・監視活動を実施する。

総括部災害総括班は、道、札幌管区気象台等との協力により、次の方法で噴火の状況を把握する。

- 札幌管区気象台による観測データの公表
- 道等のヘリコプターによる監視
- 火山専門家等による調査

第3節 登山規制・警戒区域の設定・避難活動

異常現象が発見され、噴火の危険性が予測される場合は、登山者の安全確保のための規制が必要となる。また、火山噴火により市民の身体・生命・財産が被害を受けたり、市民生活が困難となると予測される場合は、警戒区域を設定し、区域内の住民等の避難を実施する。特に、大規模噴火となる場合は、全市の避難活動を実施する事態も予測される。

この節は、異常現象の発見・小規模噴火時に実施される登山規制、警戒区域の設定、避難誘導、避難所の開設・運営等について定めたものである。

項目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
登山規制	●登山規制の実施 (土木建築対策部土木班、消防部、警察署、森林管理署)	⇒	⇒
警戒区域の設定			●警戒区域の設定 (警察署、消防部各班、総括部災害総括班、土木建築対策部土木建築庶務班・土木班) ●避難勧告・指示 (警察署、消防部各班、広報調査部、土木建築対策部土木建築庶務班・土木班、避難対策部各班)
市内への避難活動			●避難誘導 (避難対策部各班、広報調査班、消防部) ●避難所の開設・運営 (避難対策部各班、文教対策部学校庶務班、水道対策部水道班、物資食糧対策部各班)
全市の避難活動			●全市避難への対応活動 (各部各班)

※避難所開設および運営の詳細については、震災対策編第3章第10節「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」を参照のこと。

異常現象の発見	・・・ 一部登山規制
小規模噴火の発生	・・・ 山頂部の登山規制、山腹への入山禁止(半径2km)
中規模噴火のおそれまたは発生	・・・ 「火山防災計画」に基づき警戒区域設定。 警戒区域内の住民は、自力避難又は市の用意する車両(JR・船舶を含む。)で、市内の指定避難所又は親戚知人宅へ避難
大規模噴火のおそれまたは発生	・・・ 「火山防災計画」に基づき警戒区域設定 警戒区域内の住民は、自力避難又は市の用意する車両(JR・船舶を含む)で、市内外の指定避難所又は親戚知人宅へ避難 (火山活動の段階と対応の目安)

第1 登山規制の実施

1 登山規制の設定

本部長は、道または札幌管区気象台から火山情報の通知を受けたとき、または火山の状況により必要と認めるときは、樽前山への立ち入りを制限または禁止、若しくは退去の措置をとる。

なお、登山規制にあたっては、関係市町村と緊密な連携のもと同一対策を施すとともに、登山規制区域は、札幌管区気象台、道、火山専門家等との協議によって設定するように留意する。

登山規制発令基準

規制の種類	発令基準	規制区域	周知の方法等
第1次規制	噴火のおそれがあり火口周辺への立ち入りに注意を要するとき	火口を中心に2.0km以内の範囲	1. 所定の場所に掲示板等を掲示する。 2. 放送等で登山者に注意を喚起する。
第2次規制	噴火のおそれがかなり多く、火口周辺の立ち入りに警戒を要するとき	その都度状況に応じ協議して定める。	1. 所定の場所に掲示板等を掲示する。 2. 放送等で登山者に注意を喚起する。 3. 登山等の誘導等を行う。
第3次規制	噴火のおそれがきわめて濃厚で火口周辺への立ち入りが全面的に危険な状態にあるとき	その都度状況に応じ協議して定める。	1. 所定の場所に掲示板等を掲示する。 2. 放送等で登山者に注意を喚起する。 3. 登山等の誘導等を行う。 4. 見張り員・巡視員を配置し、立ち入りを防止（制限・禁止・退去）する。

2 登山規制の広報

登山規制を設定した場合、登山者及び市民等に対し、その旨を伝達する。なお、伝達系統については、第2節「火山情報の収集・伝達」の伝達系統による。

第2 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止し、住民の退去を命ずる。

1 警戒区域設定の実施者

警戒区域の設定は、本部長のほか次の者が権限を有している。

発令者	設定の要件	根拠法令
本部長 (市長)	○ 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条
警察官 又は 海上保安官	○ 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	災害対策基本法 第63条
消防職員	○ 災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第36条に おいて準用する 同法第28条

2 警戒区域の設定

警戒区域を設定する場合は、火山噴火の危険性、影響の及ぶ範囲、社会的影響等の条件について、道、札幌管区气象台等と協議の上、次の要領で行う。

- 時機を失することのないよう、迅速に実施する。
- 設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで設定しないよう留意する。
- 対象区域内の住民に設置理由を周知する。(解除時も同様)
- 区域は、道路、河川、町名等で設定する。

なお、噴火が中規模噴火の予測結果と同様な場合、小糸魚川以西を警戒区域とする。
(第1章第3節第4「樽前山の噴火と災害の予測」を参照のこと)

第3 避難勧告指示・誘導

1 避難の勧告指示

警戒区域を設定した場合、あるいは噴火の状況等によって避難の必要があると認めた場合、次の者は、避難の勧告・指示を発令する。本部長は、避難の勧告・指示を発令したときは、速やかにその旨を知事(総合振興局長)に報告する。

発令者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
本部長 (市長)	○ 市民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時、 勧告または指示を行う。	災害対策基本法 第60条
警察官 又は 海上保安官	○ 市長から要請があったとき ○ 市長が避難の指示をできないと認められ、し かも指示が急を要するとき ○ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、また は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指 示が急を要するとき	災害対策基本法 第61条 災害対策基本法 第61条 警察官職務執行 法第4条
自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場に いないとき。	自衛隊法第94条
知事、知事 の命を受け た職員洪水 等は水防管 理者を含む	○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると 認められるとき、必要と認める区域内の居住者 に対し立ち退くべきことを指示する。 ○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認 められるとき、必要と認める区域の住民に対し て立ち退くべきことを指示する。	地すべり等防止 法第25条 水防法第22条
消防職員	○ 消防長または消防署長が、火災の拡大または ガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切 迫していると認めるとき	消防法第23条 の2

注) 「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合に対応しており、「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強いものと一般に受けとめられることを期待して発表されるものである。

なお、避難勧告等を行う場合は、次の事項を目安とする。

- 火砕流等の発生が予測され、居住地域に達することが認められるとき
- 積雪期において火砕流等の発生により、河川沿いに融雪型泥流が発生することが予測されるとき
- 降雨時に土石流の発生により、河川沿いの居住地域に危険が及びと予測されるとき
- 降下火砕物の落下等によって危険性が予測されるとき
- その他の災害により市長（本部長）が必要と認めるとき

2 避難の勧告・指示の報告

本部長は、避難の勧告・指示をしたときは、速やかにその旨を知事(総合振興局長)に報告する。

第4 市内への避難活動

火山噴火により、市内の一部のみが避難する場合は、市内に避難所を開設し、避難区域の住民等を収容する。

なお、噴火が中規模噴火の予測結果と同様な場合、小糸魚川以西の住民を苦小牧川以东の避難所に避難させる。（第1章第3節第4「樽前山の噴火と災害の予測」を参照のこと）

1 住民の避難誘導

(1) 避難の広報

避難区域の住民等に対する広報は、次のように行う。

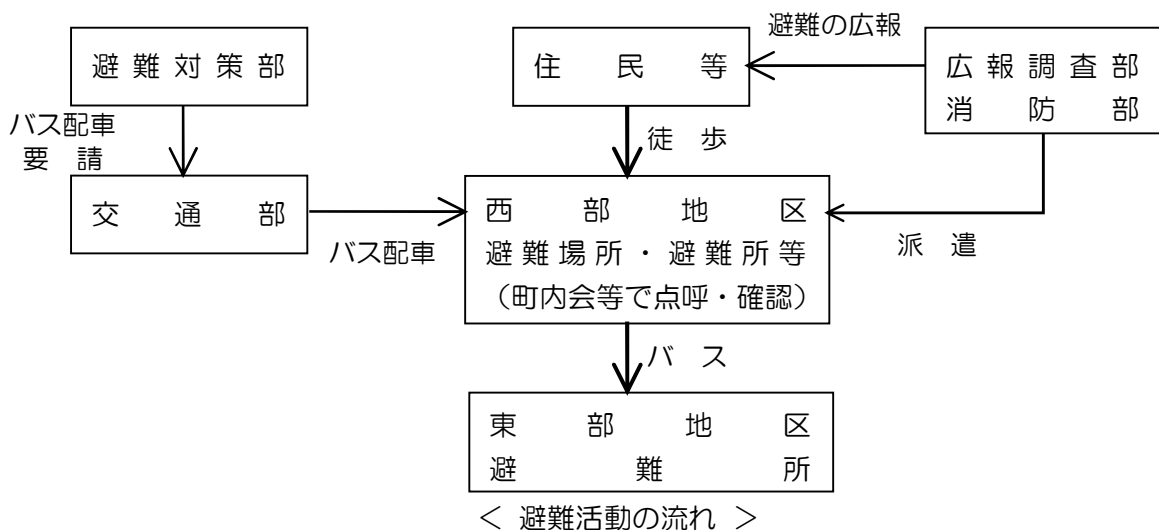
- 防災無線（同報系）により周知する。
- 消防部が広報車により巡回する。
- 広報調査部が広報車等により巡回する。
- 自主防災組織、町内会が戸別に伝達する。

(2) 西部地区から東部地区への避難活動

火砕流、土石流等の災害で樽前・錦岡等西部地区が危険となり、東部地区への避難が必要となった場合、住民の避難活動は、原則として、西部地区の避難所・避難場所等からバス等の輸送によって行う。避難対策部は、交通部にバスの配車に係る調整を要請する。

西部地区の避難所・避難場所等では、避難対策部、広報調査部、消防団等がバス乗車への指示、避難確認を行う。

なお、在宅の災害時要援護者の避難は、家族または町内会の協力により行うが、困難な場合は、市有車両等で個別に対応する。



2 施設等の避難活動

学校、幼稚園、保育所、事業所等、多数の人が集まる施設における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等が行うが、移動手段を有しない場合は、住民の避難と同様の方法で行う。

3 避難者の携帯品

避難時の携帯品は、次のものとし、避難時に呼びかける。

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食糧、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具
- 貴重品

第5 避難所の開設・運営

1 開設の担当

避難対策部各班は、開設する避難所を被害状況に応じて決定し、所管する施設へ連絡する。

災害の状況により、緊急に避難所を開設する必要がある時は、施設の管理責任者・勤務職員、地域指定職員が実施する。

勤務時間外（夜間・休日）に避難所を開設する場合は、避難所近隣に居住する地域指定職員が開設する。

- ※資料編 避難所一覧
- ※資料編 避難場所一覧

2 開設の手順

避難所開設の手順は、次のように行う。

- ① 電話、無線等により避難所開設の旨を施設の管理者（学校長等）に要請する。また、夜間・休日は地域指定職員が行う。
- ② 災害時要援護者専用スペースを確保し、案内する。
- ③ 避難者収容スペースの決定・誘導を行う。

3 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し看板等を掲げて、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、事務所には要員を常時配置し、避難者カード、事務用品等を準備する。

4 避難所の運営

(1) 避難所運営の担当者

避難所の運営は、避難対策部各班が派遣する複数の職員（うち1人を責任者として班長が指名）が担当する。原則的に避難者のとりまとめ、運営等は、避難者の代表者と連携をとり、自主運営のかたちで行う。

また、ボランティア、自主防災組織と協力して運営を行う。

- ※資料編 避難所運営のための様式

(2) 運営の手順

避難所に派遣された職員は、次の事項を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難者カード・名簿の作成・避難者支援システムの運用 ② 居住区域の割り振り ③ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給 ④ 運営状況の報告（毎日、その他適宜） ⑤ 運営記録の作成 ⑥ 生活ルールの作成 |
|---|

5 避難の長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次の対策を実施する。

対 策	配 慮 す る 事 項
長 期 化 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○ たたみ、布団、暖房、洗濯機等の調達 ○ 報道機関等の取材、立入の制限 ○ 防犯に努める他、被災者の精神安定に配慮 ○ 衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ） ○ 入浴施設の確保
災 害 時 要 援 護 者 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアによる健康診断や相談業務、介護等の協力 ○ 避難スペースの優先的割当て、福祉仮設住宅への入居

第 6 全市の避難活動

大規模噴火となった場合、あるいは大規模噴火となると予測された場合は、全市民の市外への避難を実施する。

1 全市避難の条件

本部長は、次のような場合、全市避難を判断する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 火砕流・泥流等が市街地に及び、市民の身体・生命・財産に危険が及ぶと予測される場合 ○ 降下火砕物（火山灰等）によって、市民生活が困難となった場合 ○ 火山災害によって、市役所、ライフライン施設等の機能が停止し、市民生活が困難となった場合 |
|--|

2 避難先の確保

全市避難が決定した場合、総括部災害総括班は、道に要請し、近隣市町村との協議によって、受け入れ先を確保する。避難先はなるべく地区単位で同じ避難先となるように努める。

3 避難誘導體制

(1) 避難手段の確保

全市避難の手段は、バス、トラック等による輸送の他、苫小牧港からフェリーによる輸送を行う。

(2) 避難誘導方法

避難誘導は、原則として町内会単位に行う。詳細については、第4「避難誘導」を参照のこと。

4 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

避難先の避難施設に職員を派遣し、避難先市町村職員と連携して、避難所の開設、避難者の受け入れを行う。

(2) 避難所の運営

避難所の運営は、避難先市町村職員等と協力の上、避難者の把握、居住区域の割り振り、食糧・必需品の供給等を行う。

5 臨時災害対策本部の設置

避難先の市町村に臨時災害対策本部を設置し、全体の指揮、道・防災関係機関等との連絡調整等を行う。

また、臨時災害対策本部内に市民連絡所を開設し、市民の所在を把握し、問い合わせに対応する。

第7 避難所の統合・廃止

避難対策部避難庶務班は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行う。

本部長は、避難の勧告・指示を解除したときは、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。

第4節 災害広報

火山災害では、避難の広報、火山噴火の状況、ライフラインの被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等、正確な情報を提供する必要がある。

この節は、市民へ広報すべき情報の種類、広報の手段、記者会見への対応等について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
市の広報	●避難広報 (広報調査部各班、消防部消防広報班)	⇒	⇒
	●報道機関への広報の要請 (総括部報道広聴班)	⇒	⇒
	●報道機関への対応 (総括部報道広聴班)	⇒	⇒
他機関の広報	●防災関係機関の広報 (警察署、北海道電力、NTT東日本、苫小牧ガス、交通機関その他)	⇒	⇒

※災害広報の詳細については、震災対策編第3章第4節「災害広報」を参照のこと。

第5節 応援派遣要請

火山噴火が始まり、市だけでは対応しきれない場合、自衛隊、道、他市町村、各種団体等の応援が必要である。

この節は、応援要請先、応援要請の方法、応援の受け入れ等について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
派遣要請		<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊派遣要請 (総括部災害総括班) 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治体への要請 (総括部災害総括班) ●応援協定先等への協力要請 (総括部災害総括班、 産業輸送対策部各班等)

※対策の詳細については、震災対策編第3章第5節「応援派遣要請と受け入れ」を参照のこと。

第6節 救出・搜索

火山災害では、火砕流、土石流によって負傷者や行方不明者が発生することが予想され、火山噴火に警戒しながら迅速な搜索、救出が必要となる。この節は、救出及び搜索活動の方法や負傷者の搬送について定めたものである。

項目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
救出・搜索活動			<ul style="list-style-type: none"> ●救出活動 (消防部消防班、消防部警戒班) ●搜索活動 (消防部消防班、消防部警戒班)
傷者の搬送			<ul style="list-style-type: none"> ●負傷者の搬送 (消防部消防班、消防部警戒班)

※対策の詳細については、震災対策編第3章第7節「救出・搜索」を参照のこと。

第1 救出活動

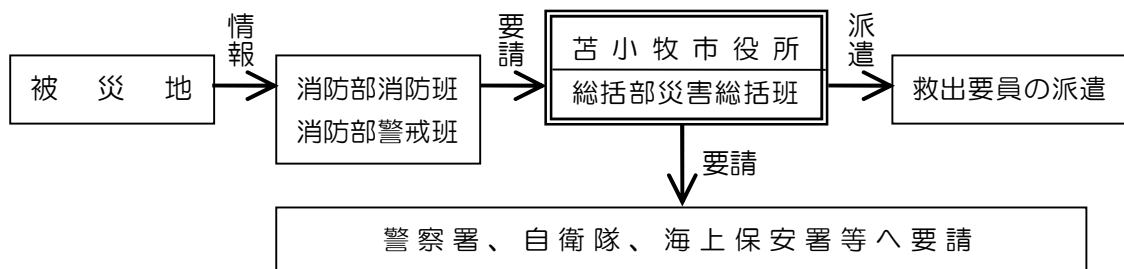
1 救出要員の編成

消防部は、消防職員、消防団を救出要員として編成する。

2 応援の要請

(1) 救出要員の応援要請

市単独では対応仕切れない場合は、警察、自衛隊等に救出要員の派遣を要請する。



< 応援隊要請までのながれ >

(2) 救出资機材の確保

市が保有する資機材では対応できない場合は、警察、自衛隊、民間業者等に資機材の調達を要請する。特に、自衛隊には、立ち入りを制限している区域や、火砕流等の土砂が堆積している地域で走行可能な特殊車両等の派遣を要請する。

3 救出活動の実施

救出活動は、本部または現地災害対策本部に救出活動を実施する機関が集合し、救出の時期、救出区域、方法等を協議して実施する。特に、火砕流の発生等による二次災害を防止するため、札幌管区气象台等の火山情報に十分留意をして適切な活動を実施する。

第2 搜索活動

1 行方不明者リストの作成

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、救援対策部第1 救援班が次のとおり届け出に基づいて行方不明者リストを作成する。

- ① 救援対策部第1 救援班は市役所に「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
- ② 届出を受けた時は、行方不明者の
○住所 ○氏名 ○年齢 ○性別 ○身長 ○体重 ○着衣その他の特徴
について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。
- ③ 「届出」については、まず避難者名簿で確認し、不明者については、行方不明者リストを作成する。
- ④ 行方不明者リストについては、警察署長宛に1 部送付する。

※資料編 行方不明者の搜索受付の様式

2 搜索の実施

搜索は、行方不明者リスト（第1 救護班が作成）に基づき、消防部消防班、消防部警戒班が警察署、自衛隊、海上保安署等に協力を要請し搜索を実施する。

なお、搜索の実施については、救出と同様の措置をとる。

第3 負傷者の搬送

消防部消防班、消防部警戒班は、次のとおり救護所への傷病者の搬送を行う。

- 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。
- 搬送は、消防部消防班、消防部警戒班、医療班等の車両のほか、必要に応じ自衛隊等のヘリコプターにより行う。

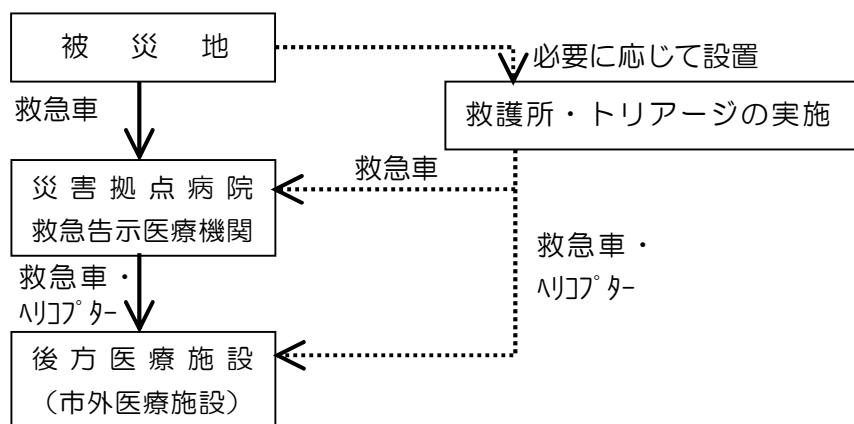
第7節 応急医療

火山災害では、火砕流、土石流によって火傷やけが等の負傷者が発生することが予想され、迅速な応急医療が必要となる。また、長期化する避難者に対するケアも必要となる。この節は、応急医療活動や医薬品等の調達、巡回医療について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
医療活動			<ul style="list-style-type: none"> ●医療救護チームの編成 (医療救護対策部各班) ●医薬品・資機材の調達 (医療救護対策部各班) ●救護所の設置 (医療救護対策部各班) ●救護所の活動 (医療救護対策部各班) ●後方医療体制の確立 (医療救護対策部各班) ●後方医療施設への搬送 (消防部各班)
避難所での医療			<ul style="list-style-type: none"> ●心のケア対策 (医療救護対策部各班) ●保健師による保健指導・栄養指導

※応急医療の詳細については、震災対策編第3章第8節「応急医療」を参照のこと。

負傷者が発生した場合、応急医療活動は原則として、救急指定病院等で実施するが、負傷者等が多く発生した場合は、救護所を設置して応急医療にあたる。



〈 応急医療システム 〉

第8節 遺体の処理・埋葬

火山災害によって犠牲者が発生した場合、遺体の身元確認、遺体の処理、埋葬への対応が必要となる。この節は、遺体の検視・処理、納棺資機材の確保、遺体の安置、遺体の埋葬等について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
遺体の処理			<ul style="list-style-type: none"> ● 納棺用品等資機材の確保 (救援対策部第1 救援班) ● 遺体の検案、処理 (救援対策部第1 救援班) ● 遺体の安置 (救援対策部第1 救援班)
遺体の埋葬			<ul style="list-style-type: none"> ● 埋 葬 (救援対策部第1 救援班)

※遺体の処理、埋葬の詳細については、震災対策編第3章第9節「遺体の処理・埋葬」を参照のこと。

第9節 交通対策・緊急輸送

火山災害では、避難活動、負傷者の搬送、災害後の復旧活動等を円滑に行うために、交通規制や緊急輸送路の確保等が必要となる。この節は、交通規制、緊急輸送路の確保、トラック・船舶・ヘリコプター等輸送手段の確保等について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
交通対策			<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制 (警察署、総括部交通対策班) ●緊急輸送路の確保 (総括部交通対策班、 土木建築対策部土木班)
輸送対策			<ul style="list-style-type: none"> ●緊急的な輸送 (総括部交通対策班、交通部各班、 産業輸送対策部輸送班) ●緊急輸送車両の確認 (総括部車両管理班、交通部各班、 産業輸送対策部輸送班) ●緊急輸送 (総括部車両管理班、交通部各班、 産業輸送対策部輸送班) ●輸送拠点の設置 (総括部災害総括班、 物資食糧対策部各班、 産業輸送対策部輸送班)

※交通対策・緊急輸送の詳細については、震災対策編第3章第11節「交通対策・緊急輸送」を参照のこと。

第 10 節 生活救援対策

火山災害により避難を余儀なくされた市民や応急対策の従事者に対して、飲料水、食糧、生活必需品等の供給が必要となる。また、火山活動が長期化する場合は、避難者の応急仮設住宅への入居も必要となる。この節は、食糧等物資の需要の把握、物資等の確保・供給及び仮設住宅の建設等被災者への生活支援について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
飲料水の供給			●飲料水・生活用水の供給 (水道対策部各班)
食糧の供給			●備蓄食糧の供給 (総括部災害総括班、産業輸送対策部輸送班、物資食糧対策部生活必需品班) ●食糧の需要の把握 (物資食糧対策部生活必需品班) ●食糧の確保 (物資食糧対策部生活必需品班) ●食糧の供給 (産業輸送対策部輸送班、物資食糧対策部生活必需品班)
生活必需品の供給			●備蓄品の供給 (総括部災害総括班、産業輸送対策部輸送班、物資食糧対策部生活必需品班) ●生活必需品の需要の把握 (物資食糧対策部生活必需品班) ●生活必需品の確保 (物資食糧対策部生活必需品班) ●生活必需品の供給 (産業輸送対策部輸送班、物資食糧対策部生活必需品班)
救援物資の受け入れ			●救援物資の受け入れ (物資食糧対策部支援物資班)
仮設住宅の設置			●応急仮設住宅の建設 (土木建築対策部住宅班・建築班)
住宅の確保			●公営・民間住宅の確保 (土木建築対策部住宅班・建築班)

※給水・食糧・生活必需品・救援物資等各対策の詳細については、震災対策編第3章第13節「生活救援対策」、仮設住宅の設置等の住宅対策については、震災対策編第3章第14節「建物対策」を参照のこと。

第 11 節 清掃・廃棄物処理・防疫

避難生活が長期化した場合、避難者の保健衛生や健康管理のほか、避難者の所有する家畜・ペット等への対応が必要となる。また、ライフラインの機能低下等による衛生状態の悪化に対する防疫活動も必要となる。この節は、被災者の健康管理、防疫活動、廃棄物処理等について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
衛生・防疫対策			<ul style="list-style-type: none"> ●食中毒の予防 (環境衛生対策部環境班) ●被災者等の保健衛生 (環境衛生対策部環境班、 救援対策部第4救援班) ●被災地の防疫活動 (産業輸送対策部第2産業班、 医療救護対策部各班、 環境衛生対策部各班)
し尿対策			<ul style="list-style-type: none"> ●仮設トイレの設置 (土木建築対策部建築班) ●し尿の処理 (環境衛生対策部清掃班) ●生活ごみの処理 (環境衛生対策部清掃班) ●火山灰等廃棄物の処理 (環境衛生対策部清掃班、 土木建築対策部)

※廃棄物処理・防疫の詳細については、震災対策編第3章第15節「廃棄物処理・防疫」を参照のこと

なお、火山灰等災害時の廃棄物処理は、第7「災害廃棄物処理の計画・実施」に準じて実施するが、市が管理する道路上に堆積した火山灰等については、土木建築対策部が排除する。

第12節 災害ボランティアの活用

火山災害により避難をする事態となった場合、全国から各種団体、個人ボランティアの申し出があり、これらを効果的に活用することにより、被災者等の負担が軽減されるとともに、早期の復旧につながる。この節は、ボランティアの活動範囲、受け入れ・支援体制等について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
ボランティアの活用			<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアのセンターの設置 (救援対策部災害ボランティア班) ●災害ボランティアの活動 (救援対策部災害ボランティア班)

※災害ボランティアの活用の詳細については、震災対策編第3章第16節「災害ボランティアの活用」を参照のこと。

第 13 節 災害時要援護者への対応

火山災害により避難が必要となった場合、障害者・高齢者・乳幼児・外国人等の災害時要援護者に対して、避難時の確認、避難所での生活支援等の対策が必要である。この節は、災害時要援護者に対する各種援護対策について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
災害時要援護者への対応			<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者の安全確認 (救援対策部各班) ●避難所の災害時要援護者の援護 (避難対策部各班、救援対策部各班) ●巡回ケア・広報・相談窓口の設置 (総括部報道広聴班、 医療救護対策部各班、 救援対策部災害ボランティア班) ●災害時要援護者への福祉仮設住宅供給及びケア対策 (土木建築対策部各班、 救援対策部災害ボランティア班)

※災害時要援護者への対応の詳細については、震災対策編第3章第17節「災害時要援護者への対応」を参照のこと。

第 14 節 応急教育活動

避難を指示された場合は、園児・児童・生徒の安全な避難を行うとともに、避難所開設への協力や避難先での教育活動の再開に向けた活動を行う。この節は、災害時の教育活動、避難所への協力、学用品等の供与等について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火期
応急教育対策			<ul style="list-style-type: none"> ●学校の災害直後（避難時）の措置 （文教対策部学校庶務班） ●児童・生徒、教職員の安否の確認 （文教対策部学校教育班） ●応急教育の実施 （文教対策部学校教育班）
避難所支援対策			<ul style="list-style-type: none"> ●避難所開設への支援 （文教対策部学校庶務班）
応急保育対策			<ul style="list-style-type: none"> ●保育園の災害直後（避難時）の措置 （救援対策部第3救援班） ●園児、職員の安否の確認 （救援対策部第3救援班） ●応急保育の実施 （救援対策部第3救援班）

※応急教育活動の詳細については、震災対策編第3章第19節「応急教育活動」を参照のこと。

第 15 節 農林漁業対策

火山災害の場合、市民への支援だけでなく、農作物や家畜、漁業等への対応も必要となる。この節は、家畜の飼料確保や農林漁業施設への対策等について定めたものである。

項 目	火山噴火直前	小規模噴火	中規模噴火～大規模噴火
農林漁業対策			<ul style="list-style-type: none"> ●農林漁業の被害の調査 (土木建築対策部土木班 [林業関係]、 産業輸送対策部第2産業班) ●飼料の確保 (産業輸送対策部第2産業班) ●農林漁業施設の防疫 (土木建築対策部土木班 [林業関係]、 産業輸送対策部第2産業班)

※農林漁業対策の詳細については、震災対策編第 20 節「農林漁業対策」を参照のこと。

第16節 災害救助法の適用

大規模な災害が発生した場合の災害救助（各応急対策）は、災害救助法により国の責任において行われることとなっている。この節は、災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続きの方法等について定めたものである。

項 目	内 容
災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用基準 ●滅失世帯の算定基準 ●災害救助法の適用手続き（総括部連絡記録班） ●災害救助法による救助の内容等 ●救助業務の実施者（総括部連絡記録班）

※災害救助法の適用の詳細については、震災対策編第3章第21節「災害救助法の適用」を参照のこと。

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活の安定のための緊急措置

第2節 災害復旧・復興の推進

災害復旧計画は、避難した住民の生活
再建への支援と、火山活動が休止し、災
害の危険性がなくなった被災地の復旧・
復興について定めたものである。

第1節 市民生活の安定のための緊急措置

この節の対策	担 当	
●被災者の生活確保	総括部出納班、総括部財政班、 総括部報道広聴班、広報調査部各班、 土木建築対策部建築班、 救援対策部救援庶務班	その他関係機関
●農林漁業関係対策	土木建築対策部土木班〔林業関係〕、 産業輸送対策部第2産業班	
●中小企業関係対策	産業輸送対策部産業庶務班、 産業輸送対策部第1産業班	
●義援金の受入れ・配分	総括部出納班、救援対策部救援庶務班	

※市民生活の安定のための緊急措置の詳細については、震災対策編第4章第1節「市民生活の安定のための緊急措置」を参照のこと。

第2節 災害復旧・復興の推進

この節の対策	担 当
●災害復旧・復興への基本方針	市民生活部危機管理室、財政部財政課、 関係各部各課
●災害復旧の推進	市民生活部危機管理室、財政部財政課、 関係各部各課
●災害復興の推進	市民生活部危機管理室、財政部財政課、 関係各部各課

第1 災害復旧・復興への基本方針

市、道及び国は、被災の状況、火山周辺地域の特性、関係機関及び住民の意向等を考慮して、迅速な原状復旧、または被災地の土地利用計画といった中・長期的復興のいずれかを目指すか早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合でかつ、被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則として災害復旧事業を推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火により多量の噴出物が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。

被災地の復旧・復興は、道及び関係市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。ただし、被災地である市がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2 災害復旧の推進

1 復旧にあたっての基本方針

災害復旧事業計画の策定における基本方針は、各施設の原形復旧を原則とする。また、災害の特性と原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止と被害の軽減を目指すよう施設の新設、改良に努めるものとする。

2 災害復旧事業の推進

(1) 災害復旧事業

次にあげる災害復旧事業について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）及びその他の法令等による復旧事業を行う。なお、災害復旧事業は、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧を推進する。

◆激甚法による復旧事業

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅等災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例 ○ 水防資材費の補助の特例 ○ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

◆その他の法律による復旧事業

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 空港施設災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

(2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、道や市を經由して、可能な範囲で復旧事業の執行に係わる作業許可手続きの簡素化を図ってもらうよう国等へ要請する。
- ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

2 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、道、市、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去を図る。

(1) 実施責任者

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行うものとする。

この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

(2) 道路の降灰除去

道路上の降灰除去は次のとおり行う。

- 主要道路の降灰除去については、国道指定区間については国が、その他の国道及び道道については道が、市道については市が行う。
- 主要道路以外の道路に係わる降灰除去については、市民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努めるものとする。
- 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 宅地内の降灰除去

住宅地内の降灰除去は、次のとおり行う。

- 宅地内の降灰については住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、市長が指定する場所に集積し、市長はこれらを収集するものとする。
- 市は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため町内会、自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努めるものとする。

(4) 農地・山地・農作物の降灰対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

4 溶岩対策

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除く。堆積量が多く取り除くことは困難な場合、地盤の性状を調査し安全性を確認した上で、土地利用を図るものとする。

5 火砕流対策

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは取り除くことが可能であり埋立等に利用するなど対策を検討する。

6 がれきの処理

復旧・復興を効果的に行うため、がれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。道では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑ながれき処理を促進する。

第3 災害復興の推進

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、現状の復旧が困難な場合は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。そのためには、被災地域及びその周辺地域を含めた復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

道及び市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行うものとする。

2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると次のとおりである。

- 再度の災害の防止と被害の軽減を目指した土地利用
- 住民の安全と環境保全等に配慮した防災都市づくり
- 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境の創出

苫小牧市地域防災計画

沿革

- 昭和40年 苫小牧市地域防災計画作成
- 昭和42年修正 (消防計画〔別冊〕)
- 昭和43年修正 (港湾防災計画)
- 昭和49年修正 (石油コンビナート地帯防災計画〔別冊〕)
- 昭和50年修正 (行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画、樽前山火山防災計画、地震災害対策計画、港湾等防災対策計画)
- 昭和51年修正 (災害対策本部組織、石油コンビナート地帯防災計画〔別冊〕及び消防計画〔別冊〕)
- 昭和53年修正 (災害対策本部組織、樽前山火山防災計画)
- 昭和54年修正 (災害対策本部組織、樽前山火山防災計画)
- 昭和56年修正 (災害対策本部組織)
- 昭和57年修正 (災害対策本部組織)
- 昭和58年修正 (災害対策本部組織)
- 昭和59年修正 (災害対策本部組織)
- 昭和60年修正 (災害対策本部組織)
- 昭和61年修正 (災害対策本部組織)
- 昭和62年修正 (災害対策本部組織)
- 昭和63年修正 (災害対策本部組織)
- 平成元年修正 (災害対策本部組織、輸送計画、苫小牧市防災会議運営規程、災害時の医療救護活動に関する協定書等)
- 平成8年修正 (防災会議及び災害対策本部組織)
- 平成10年改訂 (震災対策編、風水害等対策編、火山災害対策編、資料編作成)
- 平成15年修正 (災害対策本部組織、樽前山火山防災計画、苫小牧市防災会議運営規程、災害時の協力に関する協定書)
- 平成18年修正 (防災会議及び災害対策本部組織、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画、国民保護協議会条例、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部、航空機活動要領、災害時の協力に関する協定書)
- 平成24年修正 (防災会議及び災害対策本部組織、樽前山火山防災計画、災害時の協力に関する協定書)

発行 平成24年10月1日

編集 苫小牧市防災会議

(事務局：苫小牧市市民生活部危機管理室)